

官報

号外 昭和二十四年十二月一日

○第六回参議院會議録第二十二号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)午
前十一時一分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十四年十一月三十日

午前十時開議

- 第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(田正君外十八名発議)(委員会審査略要求事件)
- 第二 外国為替特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第三 日本通運株式会社法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第四 通運事業法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第五 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第六 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第七 図書館運営委員長報告
- 第八 失業対策確立に関する請願(委員長報告)
- 第九 土産労働に関し労働基準法特別設置等の請願(委員長報告)

第一〇 黄金運搬および分割拂解消対策に関する請願(委員長報告)

第一一 建設省職員中特殊作業従事職員に特殊勤務手当支給の請願(委員長報告)

第一二 国際無線通信士の待遇是正に関する請願(委員長報告)

第一三 佐賀県有田、東有田両町官公吏の地域給引上げに関する請願(委員長報告)

第一四 鹿児島市官電車軌道敷設費起償許可に関する請願(委員長報告)

第一五 警察法改正等に関する請願(委員長報告)

第一六 警察制度の改革強化に関する請願(委員長報告)

第一七 国会議員選挙執行費全額国庫負担に関する請願(委員長報告)

第一八 起債の大幅許可と償還期限延長等に関する請願(委員長報告)

第一九 住民税の賦課期日変更および賦課方法簡素化に関する請願(委員長報告)

第二〇 法定外独立税中行爲税としての養ほく税廃止に関する請願(委員長報告)

第二一 需給調整規則により交付する登録票交付手数料免除等の請願(委員長報告)

第二二 府県に対する国庫支出金の算定基準適正の請願(委員長報告)

第二三 接収土地家屋の地租、家屋税減免に関する請願(委員長報告)

第二四 原始産業の事業税撤廃に関する請願(委員長報告)

第二五 福井県三国町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願(委員長報告)

第二六 広島県吉田町に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)

第二七 岐阜県中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所、家庭裁判所両支部併置の請願(委員長報告)

第二八 岐阜地方裁判所大垣支部を甲号支部に昇格等の請願(委員長報告)

第二九 静岡市に東京高等裁判所支部設置の請願(委員長報告)

第三〇 戸籍法中一部改正に関する請願(委員長報告)

第三一 金十九返還に関する請願(委員長報告)

第三二 在外公館等借入金支拂促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第三三 機帆船積貨物の海上保険料率引下げに関する請願(委員長報告)

第三四 超過供出に対する課税および米國の二重課税撤廃の請願(委員長報告)

第三五 所得税調査委員制度設定に関する請願(委員長報告)

第三六 豪雨被害者に対する税金減免の請願(委員長報告)

第三七 国民金融公庫拡充に関する請願(二件)(委員長報告)

第三八 所得税の同居家族合算申告制廃止に関する請願(委員長報告)

第三九 大阪市高速鉄道工事促進に関する請願(委員長報告)

第四〇 国民金融公庫宮崎支所設置に関する請願(委員長報告)

第四一 福岡県添田町二又トシキル爆発り災者の救済更生に関する請願(委員長報告)

第四二 織物消費税引下げによる交付金算定の請願(委員長報告)

第四三 自動車産業に対する月賦販売資金融資の請願(委員長報告)

第四四 六・三制整備予算復活に関する請願(委員長報告)

第四五 憲法審議会設置に関する請願(委員長報告)

第四六 六・三制建築予算増額および定員定額廃止に関する請願(四十件)(委員長報告)

第四七 六・三制建築費国庫補助に関する請願(二件)(委員長報告)

第四八 義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制廃止の請願(五件)(委員長報告)

第四九 科学研究等に必要経費の増額に関する請願(委員長報告)

第五〇 旧大村海軍航空隊跡に国立学校設置の請願(二件)(委員長報告)

第五一 六・三制建築予算増額に関する請願(三件)(委員長報告)

第五二 山口県下糟谷地方の学生および教職員にコム長靴を配給する請願(委員長報告)

第五三 福島県宮城野球場建設に伴う史せき一部現状変更の請願(委員長報告)

第五四 六・三制教育予算増額に関する請願(八件)(委員長報告)

第五五 教員の定額引上げに関する請願(委員長報告)

第五六 義務教育費の国庫負担金の配分に関する請願(委員長報告)

第五七 六・三制建築費国庫補助復活に関する請願(二件)(委員長報告)

第五八 私学戦災復興国庫貸付金復活に関する請願(委員長報告)

第五九 六・三制教育費国庫補助復活に関する請願(委員長報告)

第六〇 新制中学校建築費国庫補助および起債の継続助成に関する請願(委員長報告)

第六一 六・三制教育予算復活に関する請願(二件)(委員長報告)

第六二 不良出版物、紙芝居等の取締りに関する請願(委員長報告)

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

<p>第六三 鹿児島県下の豪風雨による被害学校等の復旧工事費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第六四 六・三制教育整備予算復活および増額に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第六五 国宝殿島神社大鳥居修理費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第六六 奈良市に国立美術研究所設置の請願 (委員長報告)</p> <p>第六七 姫路城の補修、保護施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第六八 大日本育英会奨学金に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第六九 六・三制教育予算増額等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七〇 国民健康保険に対する国庫補助増額等の請願 (委員長報告)</p> <p>第七一 国民健康保険法中一部改正に関する請願(三件) (委員長報告)</p> <p>第七二 国民健康保険事業費全額国庫補助に関する請願(三件) (委員長報告)</p> <p>第七三 国民健康保険事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七四 国民健康保険直営診療所施設費特別国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七五 国民健康保険等の政府支拂促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七六 国民健康保険事業費および</p>	<p>び保健施設費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七七 国立療養所患者陪費予算増額に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七八 看護婦休養所設置に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第七九 国立看護教員養成所設置に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八〇 助産婦等の業務用必需品配給に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八一 助産婦等の再教育費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八二 国立宮崎療養所再建に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八三 桜島、指宿、開聞、屋久島一帯を国立公園に指定の請願 (委員長報告)</p> <p>第八四 妙高高原一帯を国立公園に指定の請願 (委員長報告)</p> <p>第八五 上野公園不忍池埋立反対に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八六 上野公園不忍池に野球場建設反対の請願 (委員長報告)</p> <p>第八七 高知県須崎町の上下水道補改良工事費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八八 消費生活協同組合法改正に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第八九 未亡人母子保護に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九〇 長期入院者に対する生活扶助基準引上げの請願 (委員長報告)</p> <p>第九一 社会事業基本法制定等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九二 授産事業法制定に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九三 傷い者福祉法制定および</p>	<p>予算増額に関する請願(十一件) (委員長報告)</p> <p>第九四 身体障害者福祉法制定に関する請願(四件) (委員長報告)</p> <p>第九五 身体障害者福祉法制定促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九六 製めん機械取扱法改正に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九七 開拓行政の充実拡大に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九八 奈良県十津川村開発電化事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第九九 奈良県内稻熱病の被害対策に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇〇 奈良県十津川村花欄地区開拓事業促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇一 開拓者の新規入植維持実施等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇二 千葉県東葛飾利根遊水地区堤防工事等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇三 松炭の買上げ停止反対等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇四 開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇五 土地改良および災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇六 兒島湾第七区干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇七 富山県下の農村経済救済に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇八 ヘスター台風による滋賀県下耕地災害の復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p>	<p>助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一〇九 干拓管渠に対する国庫補助の請願 (委員長報告)</p> <p>第一一〇 耐雪耐寒性げんげ種子増産施設確立に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一一 北海道、んさい耕作業振興に関する請願(二件) (委員長報告)</p> <p>第一一二 京都府槻木島村巨椋池耕地整理組合排水場に排水ポンプ増設の請願 (委員長報告)</p> <p>第一一三 食糧事務所出張所職員増員に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一四 福島県中野村地内のかんがい用水路工事施設に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一五 農業災害補償法改正に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一六 農業災害補償事業強化に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一七 土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一八 香川県の農業水利改良事業費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一一九 土地改良事業費、耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二〇 山梨県下の土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二一 山梨県下の耕地災害復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二二 長崎県新御厨町宮郭公</p>	<p>尾ため池築設工事促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二三 食糧管理費国庫補助ならびに農業調整委員会に対する補助金増額の請願 (委員長報告)</p> <p>第一二四 主食の持込配給完全実施等に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二五 市営馬厩存続に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二六 滋賀県下の耕地災害復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二七 食糧事務所職員員の整理反対に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二八 鹿児島県の昭和二十四年度農業計画変更に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一二九 鹿児島県開墾事業の風水害予防に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三〇 鹿児島県の耕地整理費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三一 鹿児島県北薩一帯を国営開拓地区に指定の請願 (委員長報告)</p> <p>第一三二 出水干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三三 福島県相馬郡干拓地排水施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三四 災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三五 米の供出補正割当に関する請願 (委員長報告)</p> <p>第一三六 農業共済団体事業費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)</p>
--	--	---	--	---

- 第一三七 土地改良および災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)
- 第一三八 供出さつまいもの全量政府買上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第一三九 主食供出に關し公約履行の請願 (委員長報告)
- 第一四〇 主食作物の病虫害防除費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一四一 農地改革による赤渡登記事務費国庫補助増額の請願 (委員長報告)
- 第一四二 落花生の統制解除促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一四三 徳戸沼干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一四四 土地改良事業費、災害耕地復旧事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一四五 災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)
- 第一四六 一ノ谷沼干拓地の排水機場用水機設置費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一四七 農地改革打切り反対に関する請願 (委員長報告)
- 第一四八 農業災害補償法改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一四九 国営宮崎競馬再開に関する請願 (委員長報告)
- 第一五〇 山形県塩ヶ沢貯水池完成に關する請願 (委員長報告)
- 第一五一 樽石川防水ため池新設に関する請願 (委員長報告)
- 第一五二 丹生川防水ため池新設に関する請願 (委員長報告)
- 第一五三 東北鉱山の鉱業政策確立に關する請願 (委員長報告)
- 第一五四 中小企業に對する融資促進の請願 (委員長報告)
- 第一五五 天然ガス開発事業に對する融資の請願 (委員長報告)
- 第一五六 上樺太水力発電所建設工事促進に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第一五七 寒冷地に衣料等特配の請願 (委員長報告)
- 第一五八 広畑製鉄所早期再開促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一五九 自動車の輸出促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六〇 小名浜海上保安署を保安部に昇格の請願 (委員長報告)
- 第一六一 郡山駅舎改築促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六二 吹田駅北出口地下道掘さく工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六三 網代岬線管島燈台新設に関する請願 (委員長報告)
- 第一六四 紀伊東線始発駅を松坂駅まで延長の請願 (委員長報告)
- 第一六五 郡山市に測候所設置の請願 (委員長報告)
- 第一六六 松阪港改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六七 塩釜港の第一種重要港海認定等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六八 様似、広尾両駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一六九 滝別、寒別両駅間に鉄道敷設促進の請願(二件) (委員長報告)
- 第一七〇 国有鉄道用品購買制度改正に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一七一 大越駅名の呼称訂正に関する請願 (委員長報告)
- 第一七二 野沢、萩野両駅間に新設設置の請願 (委員長報告)
- 第一七三 草軽電気鉄道株式会社営業線縮小反対に関する請願 (委員長報告)
- 第一七四 陣中黒崎に燈台設置の請願 (委員長報告)
- 第一七五 湯の元駅に急行列車停車の請願 (委員長報告)
- 第一七六 久之浜駅に二線橋梁設置の請願 (委員長報告)
- 第一七七 板橋駅旅客ホーム改造に関する請願 (委員長報告)
- 第一七八 要田駅確認に関する請願 (委員長報告)
- 第一七九 相生、西大寺西駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一八〇 中村、新地西駅間に駒ヶ嶺駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一八一 大垣駅、樽見間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一八二 福岡県藤田、中久原間に国営バス運輸開始の請願 (委員長報告)
- 第一八三 朱鍋内、羽根両駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一八四 大橋、足ヶ瀬両駅間に上存住駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一八五 岐阜駅改築工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八六 北陸線増設工事完成に関する請願 (委員長報告)
- 第一八七 浜松、米原西駅間および米原、姫路西駅間鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八八 機帆船燃料割当増加等に関する請願 (委員長報告)
- 第一八九 堺港臨港線完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 観光事業振興緊急対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一九一 陶磁器の貨物運賃通算制実施に関する請願 (委員長報告)
- 第一九二 酒田港の国有鉄道用石炭陸上輸送切替に関する請願 (委員長報告)
- 第一九三 奈良県大淀町下湖郵便局の昇格等に関する請願 (委員長報告)
- 第一九四 広島県大林村に簡易郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一九五 大阪市此花区に二等郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一九六 須賀川町有須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願 (委員長報告)
- 第一九七 福島県大里村に無集配郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第一九八 福島県滝根町寄合に無集配特定郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第一九九 新庄市金沢に郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 南海大地震に伴う地盤沈下および隆起対策事業費国庫補助の請願 (委員長報告)
- 第二〇一 亀崎、高浜町間に衣ヶ浦橋梁設置の請願 (委員長報告)
- 第二〇二 旭川改修合同用水工事事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇三 接収土地家屋借上料増額に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇四 滋賀県東知川総合開発に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇五 女鳥羽川附近の治山治水対策に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇六 宮崎県の治山治水事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇七 宮崎県の災害復旧事業費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇八 和歌山県の災害復旧事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇九 酒川治水事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二一〇 四国中央産業道路改修に関する請願 (委員長報告)
- 第二一一 広島県下の砂防事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二一二 東京都西部地区各川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二一三 ヤナイ台風による東京都都心部災害復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二一四 山形県最上地域総合開発促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二一五 千曲、犀西川の根本的治水対策に関する請願 (委員長報告)

水工事施行に関する諸願

- 第二一六 愛媛県西條、高知両市間連絡道路改修促進に関する諸願 (委員長報告)
- 第二一七 失業救済事業実施に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一八 官公吏勤務地手当支給区域より島根県除外反対の陳情 (委員長報告)
- 第二一九 復興都市計画事業の地元負担金起債認可に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二〇 自治体消防機構強化および経費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二一 飲食営業臨時規正法中一部改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二二 住民登録法制定に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二三 戦災都市の火災保険料率変更に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二四 六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する陳情(三件) (委員長報告)
- 第二二五 新制中学校建築費国庫補助復活に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二六 国民健康保険法中一部改正に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第二二七 広島県の治山事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

農用造林費国庫補助に関する陳情

- 第二二八 農用造林費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二九 農地委員会経費全額国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第三〇 福島県井田川浦干拓耕地災害復旧事業費等国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第三一 早期供出奨励金制度改正等に関する陳情 (委員長報告)
- 第三二 甘し上神繩百号の二等格上げに関する陳情 (委員長報告)
- 第三三 そば、あずき等の統制撤廃に関する陳情 (委員長報告)
- 第三四 上水道供給電力割当制度改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五 度量衡法中一部改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六 松尾鉾山鉾毒対策費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第三七 中小企業の金融難打開に関する陳情 (委員長報告)
- 第三八 山形、北山形両県間府県道大曾根街道山形停車場踏切に線橋架設の陳情 (委員長報告)
- 第三九 多治見、名古屋両駅間鉄道電化に関する陳情 (委員長報告)
- 第四〇 宮津港湾修築に関する陳情 (委員長報告)
- 第四一 浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設予定路線中一部変更等に関する陳情 (委員長報告)
- 第四二 小野田市内道路補装補修工事等に関する陳情 (委員長報告)

府県道大田小野田線中御釈堂とつげ改修工事施行に関する陳情

- 第二四三 府県道大田小野田線中御釈堂とつげ改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四四 府県道小郡吉部線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四五 府県道徳山古市停車場線改修工事継続に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四六 下関市内道路補装補修工事等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四七 名古屋、新潟両市間国道改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四八 田手川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四九 高瀬川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二五〇 城原川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二五一 文政地区整備に関する陳情 (委員長報告)

した旨衆議院に通知した。政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

地方行政調査委員会設置法

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁業法案(第五回国会提出、継続審査)

漁業法施行法案(第五回国会提出、継続審査)

国際観光事業の助成に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

国有財産法第四十五條の規定による国有財産総額別表

郵政事業特別会計の昭和二十四年度

における歳入不足補てんのため一般会計から繰入金に関する法律

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

地方行政調査委員会設置法

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁業法

漁業法施行法

国際観光事業の助成に関する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国有財産法第四十五條の規定による国有財産総額別表

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員岩間正男君提出科学の振興、学問の自由、私立学校法案に対する質問に対する答弁書

参議院議員三好始君提出新集荷制度実施に伴う食糧事務所の事務の突情に関する質問に対する答弁書

同日議長から、内閣総理大臣及び文部大臣宛左の決議を送付した。

ユネスコ運動に関する決議

同日議院において採択することを議決した宮城原白石町に国立こうぞ、総合研究所設置の請願外六十四件の請願及び節飾物類の物品税改正に関する陳情外十三件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から左の報告書を受領した。第五回国会における青少年の不良化防止に関する決議に対する報告書 昭和二十三年度公正取引委員会年次報告書

同日議院は、兵庫県選出議員原口忠次郎君の辞職を許可した。同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 椎井 康雄君 農林委員 兼岩 傳一君 通商産業委員 板野 勝次君 電気通信委員 天田 勝正君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 天田 勝正君 農林委員 板野 勝次君 通商産業委員 兼岩 傳一君 電気通信委員 椎井 康雄君 同日委員長から左の報告書を提出した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書 日本通運株式会社法を廃止する法律案可決報告書 通運事業法案可決報告書

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案可決報告書 在外同胞引揚問題に関する調査報告書

農林委員会陳情審査報告書第二号 農林委員会陳情特別報告第二号 郵政委員会陳情審査報告書第一号

水産委員会陳情審査報告書第二号 水産委員会陳情特別報告第二号 農林委員会陳情審査報告書第二号

通商産業委員会陳情特別報告第一号 通商産業委員会陳情審査報告書第一号 通商産業委員会陳情特別報告第二号

地方行政委員会陳情特別報告第一号 地方行政委員会陳情審査報告書第一号 地方行政委員会陳情特別報告第二号

同日委員長から左の少数意見報告書を提出した。 在外同胞引揚問題に関する調査報告

に對する少数意見報告書(在外同胞引揚問題に関する特別委員中野實治君提出) 通運事業法案に對する少数意見報告書(運輸委員内村清次君提出)

(通商局長 武内 龍次君 商産業事務官 井上 尙一君 (生産局長 經 前谷 重夫君

(財政金融局 吉岡千代三君 (財政金融局 西原 直康君 (生活物資局 多一君

同日内閣総理大臣から、通商局長通商産業事務官武内龍次君外六名(前掲議長承認の通り)を第六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日これを委員会に付託した。 建設委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十五名提出) 農林委員会に付託

人事委員会陳情審査報告書第一号 人事委員会陳情特別報告第一号 大蔵委員会陳情審査報告書第二号

○議長(佐藤岡武君) これより本日の会議を閉じます。

昨日在外同胞引揚問題に関する特別委員会から、在外同胞引揚問題に関する調査報告として、中共地区在留同胞の事情に関する調査報告書が提出せられました。

○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長千田正君。

したいわゆる中共地区在留同胞の事情に関する報告を申し上げます。ここに中共地区と申し上げますのは、いわゆる滿洲地区及び旅大地区を指すものと御了承願います。

問題に関する特別委員会は、第一回国会以来、引き続き今日まで海外在留同胞の引揚促進並びに引揚者の援護につきまして、委員各位の非常なる熱意の下に不断の努力を重ねて参つた次第であります。

が、今まで何らの手がかりが得られなかつたのであります。幸いにもこのたび出立丸にて一千七百三十四名、高砂丸にて一千二百二十七名、合計いたしました二千八百六十一名の同胞が母国に帰つて参りました。

七名の方を証人に選定いたしました。去る十一月の十六日国会に御出頭を願ひまして、委員会において中共地区在留同胞の事情を聴取いたしました次第であります。

方が抱かれております不要の不安を除き去いたしませんと共に、他方におきましては、特別委員会としての今後の引揚

促進に関する貴重な資料ともいたしたいと存する次第であります。

留守家族の方々はもとよりのこと、国民の知らんとしておりますことは、先ず第一にいゆる中共地区には何人ぐらゐの同胞が今尚残留して居るかという点と、次にこれらの残留同胞は一体どのような生活を送つて居るかという点と、更に残留同胞は一体何を最も我々に希望しておるかという点にならうかと思ひます。ここに於いて、私は証人の証言素材といたしまして、先ず第一に残留同胞の致、第二にその生活様式について、第三にその方々の要望について、即ち以上の三つの点につきまして御報告申し上げます。

先ず未帰還同胞の数の点であります。証人の言葉によりまして、旧満州地区においては延吉六十名、渾春六十四名、和龍二十名、汪精三十名、圖們四十名、嫩江三十名、龍井六十名、開山屯三十名、朝陽川十名、明月溝三名、濛陽五千九百二十三名、撫順四百三十名、本溪湖五百名、鞍山七百名、遼陽十名、長春千二百七十名、吉林千二百名、蛟河五百五十名、佳木斯三百名、鶴崗千名、大連千六十名、旅順一名、安東千五十名、牡丹江七百名、穆稜七十七名、仙洞五十名、東安千五十名、鶴西千三十名、通化百五十名、二道溝百二十五名、林口八十名、大栗溝百名、鉄廠子三十名、ハルビン三千三百七十七名、五常五十名、賓州五十名、石硯七十名、その他千八百名、以上を合計いたしますると約二万六千名でございます。この外に全く概算でありませぬが、中国人の家庭に入つて居る婦人、中国人に養われて居るところの孤兒、及び

農村地方に生活しております方々を合せて、ほぼ約二万名程度と推定いたして、いゆる中共地区の残留同胞は凡そ四万六千名程度と想像されるのであります。もとよりの数字は完全なものではありませぬけれども、これが何らかの目安になることは又疑り余地のないところであります。

然らばこれらの人々は現在どのような生活を過しているであらうかと申しますと、最近におけるこれらの人々の生活様式に關し明らかになつて来た点を申し上げますと、先ずこれらの人々は第一に中共軍及び政府機關留用者、第二には自由労働者、第三には婦人及び孤兒、第四は炭鉱労働者に分けて御説明申し上げます。一の中共軍及び政府機關の留用者でありますが、このうち政府機關の留用者と申すのは主として生産部門に留用されております者であります。軍用者は前線の戦闘員として、飛行隊、機関銃隊、自動車修理隊等は運轉手或いは看護婦等でありまして、給與も必ずしも良好とは申せませぬけれども、軍服として一応の身分は保障されております。生産部門に留用されておりますところの技術者、労働者も一応その身分は保障されておりました。技術者の給與は最高で月六万六千円、最低の者で二万四千円程度であります。この金額は凡そ日本の現在の物価から申しますると約十分の一くらいに相當するものと想像されるのであります。労働者の給與は、その五〇％の者は平均月一万一千円程度であり、本人並びに家族の生活はどうやら維持されて居るといふ程度であります。殊に大連地区におきましては

二回に亘る平価の切下げ及び公有化された企業体の生産回復に伴ひまして、物価も漸落の傾向を辿りつつありますので、食生活はどうやら安定の緒に着いたと見受けられますが、娯楽の面はこれに比べまして概して低調であるという実情でございます。医療關係留用者は一般的に申しまして比較的厚遇を受けておりました。生活は一応安定しておるような状態でございます。併しながらこれらの医療關係留用者、軍並びに政府機關留用者に対しては、労働保險或いは失業保險等の職業安定策が確立されておられませんので、食生活に關しては一応安定は得ておるとはいふものの、生活上の一抹の不安を拭い去ることができないといふのが現状でございます。

二の自由労働者であります。東北滿州地区の都市には、失業群として、いゆる難民化して居るところの同胞が多数散在して居ることが証人の証言によりまして明らかになりました。ハルビン地区の日本人移民会がこれらの人々を收容して居ますけれども、これらの同胞は複雑な生活を送つて居る模様であり、その救済は極めて困難の状況に置かれて居るといふ実情でございます。第三の婦人及び孤兒については、第二の婦人及び孤兒に對してでございます。收戰の混乱から滿州地区全土に亘つて至るところに日本人孤兒が散在して居まして、彼らはすでに日本語も忘れて居るといふ全く悲惨な状態でありませぬが、原住民の態度は比較的友好で、中国人でこの日本人孤兒を養つて居る者もおります。これは必ずしも悪い意味からではなく、日本人種の優秀性を見込

んで養育して居ると考えられるのであります。併しながら中には農業地区に於いては孤兒は概ね農業の手伝いをいたして居るが、悲惨な生活を余儀なくされて居るといふ状況であります。私達の若き同胞の救済には更に一段と考慮されねばならないと痛感される次第であります。他方、婦人の生活に於いては、概して悲惨な状態に置かれておりました。中国人と生活を共にした者の中には、四年間養つた食費を拂わなければ遣つてやらないと、食費を請求されて居るような状態で、事実に上訴できないといふ人もあります。結婚して居る人も豊かな家庭に嫁して居るといふ人も殆んど稀で、その多くは普通生活以下の農民に嫁して居る状態でありませぬ。この人々の生活は極めて悪いと率直に申し上げねばなりません。次に四の炭鉱労働者であります。炭鉱には病弱者として捕虜になつた者が殆んど大部分炭鉱に向けられました。現在重労働に従事して居ますけれども、元來が弱兵であつた者が重労働を課せられたために、大部分胸部疾患に罹つて居まして、非常に困難な境遇に置かれて居るといふ現状であります。

我が同胞は現在中共地区において大略右のような生活を送つて居ますが、これらの同胞のうち母国に帰還を希つて居る人は一体どの位の割合でありますし、どうか。証人の証言を総合して判断いたしますと、大連地区におきましてはみづから進んで残留を希望して居る人も相當でございます。又生活の安定化に伴ひまして、帰國したいが、さて歸國してみても果して生活の安定が得

られるかどうかという危惧に驅られまして、しばしば残留を希望する人も増加して参つて居るのであります。併しながらどうして母國したい熱望に驅られて居る人々もこれ又相當の致に上つて居る実情であります。大連地区以外においては概して皆一日も早く母國を熱望して居る実情でございます。併しながら残留者が早く遣りたいと念願する一番大きな原因は何かと申しますと、内地におきましては生活の親戚や故郷の人人がどういふ生活を営んで居るか、又この人達が自分達の身の上をどういふ状況におき、即ちお互いの意思の疎通ができなかつたことにその原因が由来して居ますといふことは、多くの証人によりまして明らかになつたところでございます。この点は極めて重要な点であるかと存じます。即ち日本との交通が解決されましたならば、或る程度この引揚の問題も解決されるのではなからうかと思はれるのでございます。中共地区においては最近に至りまして品物を贈つたり贈られたりすることは禁止されて居りますが、葉書及び手紙等による通信は行われるようになりなりましたので、この点残留者の生活に何分の潤いを与えましたたであらうといふことは疑り余地はございません。

以上が中共地区残留同胞の最近の実情でございます。最後に残留者の今希望して居るといふものはどういふことかといふ点につきましては、全証人盡く通信の強化を訴えて居ますこととから考えましても、如何にこの通信が引揚問題に重要性を有するかを改めて認識させられるわけでございます。

このことについては一証人が「牡丹江、ハルビン地区において、今年二月頃から漸くラジオが聴けるようになりまして、特に三月、四月に行われました東京の引揚促進大会、並びに断食の放送、それから尋ね人によるところの放送といふもので、残っておりまして日本人はラジオに頼りついて涙を流しながら聴いたという状態です。それ以来希望を少しずつ持つて来るようになりまして」といふ証言を思い合せますと、ときどきいよいよ「ます」この通信、なかなかラジオの重大性及びその必要性を痛感する次第でございます。又、得れば中国側へ促進に関する代表を派遣して頂きたいという要請もありました。

尙この度の証人喚問によりまして、山澄、高砂の両船によつて二千八百余名の方が帰国を見ましたことは、その際にソ連側の厚意と努力のありましたことも明らかになりました。この際御報告申上げて置きます。

特別委員会といたしましては、以上の証人喚問によりまして得られました貴重な資料を無にすることなく、留守家族の方々はもとより、全国民の御期待に副うべく、今後引揚促進問題に全力を捧げますことをお誓いいたしますと共に、簡単にございしますが、私の拙ない御報告を終ります。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、在外同胞引揚促進に関する決議案(千田正君外十八名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本決議案につきましては千田正君外十八名より委員会審査省略の要求書が提出されて

おります。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと思えます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を託します。千田正君

在外同胞引揚促進に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十四年十一月二十八日

- 発議者
- 千田 正 浅岡 信夫
 - 紅露 みつ 天田 勝正
 - 岡元 義人 池田宇右衛門
 - 草葉 隆園 水久保善作
 - 伊東 隆治 小畑 哲夫
 - 木内キヤウ 木下 源吾
 - 田中 利勝 岩本 月洲
 - 北條 秀一 櫻積眞六郎
 - 宇都宮 登 星野 芳樹
 - 三好 始

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚促進に関する決議案
既任四ヶ年にわたつて、在外同胞の引揚実施につき、連合国の好意を衷心より感謝する。

ボツダム宣言受諾以来、われわれが誠実にその実行に努めたことは、本年五月二日、連合軍最高司令官マッカーサー元帥の声明によつて明らかとなつておる。

にたえない。このため、その家族はもとより全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われわれはここに四度、更めて連合国にこれら未了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請すると共に、国内における可能且最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府はこれがため慎重且果敢なる措置をとることを躊躇してはならない。右決議する。

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 只今議題となりました在外同胞引揚促進に関する決議案につきまして、その趣旨を弁明いたします。先ずその案文を朗読いたします。

在外同胞引揚促進に関する決議案
既任四ヶ年に亘つて、在外同胞の引揚実施につき、連合国の好意を衷心より感謝する。

ボツダム宣言受諾以来、われわれが誠実にその実行に努めたことは、本年五月二日、連合軍最高司令官マッカーサー元帥の声明によつて明らかとなつておる。

然るに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに職犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われわれはここに四度、更めて連合国にこれら未了部分の

速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請すると共に、国内における可能且最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府はこれがため慎重且果敢なる措置をとることを躊躇してはならない。右決議する。

終戦時の在外同胞約六百六十万のうち、今日までに帰還いたしておりますものは六百二十万、これは四ヶ年有余に亘る連合諸国の努力の賜でありますこととは、何人もこれを疑うことの出来ない事実でありまして、これにつきましてには国民と共に満腔の感謝を捧げるところであります。併し今日尙、連合国軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還となつております。事実、留守家族のみならず、私共国民を徒らに不安ならしめておるのであります。ここに改めて申上げるまでもなく、ボツダム宣言第九條に

は、日本国軍隊は武装解除の後、速かに故郷に帰らしめ、平和の業に就かしむべき旨が述べられておるであります。然るにも拘わらず、歸るべき故郷に未だ歸り得ざるのみか、その消息すら家族に伝えられざる人々のかくも多数ありますことは、殊に留守家族の心情を痛ましめておるのであります。最も遺憾に存するところでありまして、最も遺憾に存するところでありまして、留守家族といたしましては、残留者の一日も速かなる帰還がその最大の熱意でありますことは勿論でありますけれども、せめては残留者の確実なる消息をと切実に希望いたしておるのであります。これら家族が待つ残留者

の消息と申しまして、抑留国よりの通報がなければ、もとよりその完璧を期することは不可能であります。それ故に、政府としても、その関係国に誠意を披瀝して、迅速なる残留者の送還を懇請するの途を講ずると共に、引揚問題について一つの時期を画せんとしてつある今日、現在における残留者の状況を最も速やかに伝えられんことを、この上とも條理を盡して希望を開陳し、関係国の同情により、実現の一日も速かなるごとく努力する必要は誠に切なるものがあるものであります。これと同時に政府においては、国内に於いての各種の調査によつても或る程度までの残留者の状況把握が可能なる筈であります。この面についても従来の努力を倍加し、その結果を速かに整理して、引揚問題に関する国民の関心に応ずるところがなければなりません。これは今日の状況において政府に対して特に強く要望いたしたい点であります。

以上申述べましたこと、四ヶ年という長い期間を暗い心情のうちに過して参つた留守家族に対し、国として行く援護をいたしましては、未復業者給與法、特別未帰還者給與法の規定による扶養親族に対する扶養手当のみであります。これに該当する世帯数は、私共が提案者となつておりますところの未復業者給與法、特別未帰還者給與法の改正法律案が兩院を通過成立いたしましたる際におきましても、差当り七万乃至八万に止まるのであります。更に又特に注目すべきは死者の遺族であります。これに對しましては極めて少額の遺骨引取経費及び埋葬料が支

給されるに過ぎぬ有様でありまして、この外には、何ら国としていたすところがないという実情であります。これらの点につきましては私共といたしましても更に力を盡すことを覚悟しておるのであります。政府において一段と施策の完からんことを期すべきことを要策いたす次第であります。

以上が在外同胞引揚促進に関する決議の趣旨であります。皆さん御承知のごとく、この種の決議はすでに回を重ねること四度、先にも申し上げたように、引揚問題に関し一つの時期を画すると考えられます。今日、今回の決議は、なし得れば最後の決議とならんことを切に念願いたしまして、この決議案を提案いたしましたのであります。私共といたしまして、今尚、引揚げ得ざる多数の人々を故国に迎ふるため、更に覚悟を新たにいたして事に当らんことをここに誓うものであります。政府もこの際、従来とは格段の努力を私以上申上げましたる諸点に關しまして拂われんことを特に要望いたします。趣旨の弁明を終る次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。堀井伊介君。
〔堀井伊介君登壇、拍手〕
○堀井伊介君 社会党を代表いたしまして、只今の決議案に賛意を表するものでございます。

戦さには負けまして、私共国民は聖戦と宣伝されましたあの戦争が正しい聖なる戦争でなかつたということを知りました。戦争はもう絶対しない、文化的な平和国家を建設するという信念

と決意とは憲法によつて宣言し、天地に誓い、世界に声明をしたのでござい。敗戦後四ヶ年、戦いによる苦しさともじめさをしみんと、深刻に我々国民は体験いたしました。まだ体験しつづつあるのであります。その国民のうち、先程も御報告がありましたように、未だ帰つて来ない同胞の数が三十三幾数万あると言われますが、その消息の大部分は否として雲を掴むがごとき有様であります。敗戦の国民と申しましても、尊い人間に違ひはございませぬ。世界の哲学は、人類の安楽と幸福の探求であると申しております。人類は国を持ち、社会を持ち、家を持ち、親をもち、子を持ち、兄弟を持ち、友達を持つております。そこに人道は興り、国民感情、民族愛情、家族愛情は生れて来ます。今国内におりまする親は、妻は、子は、兄弟は、友達は、国民は、未だ帰らざる外におる我が親、我が夫、我が子、我が兄弟、我が友達、我が国民が、どこにどうしておるか、明け暮れ口にその名を唱え、噂を続け、耳にそれらの声を聞かんとし、眼に姿のまぼろしを描き、心に行方を探し求めております。ただ生きていて呉れるだらうという一縷の綱に縋りまして、その帰りを日夜祈り続け、待ちこがれております。残留者の生活、中にも病弱者の問題、婦人の貞操問題、子女の教育問題、誠に重大なものがあつて。捨子はないか、孤兒はないか、餓死者はないか、それら思い、これを考えますれば、内の者も外の者も、生活苦の上に精神上むごたらしい慮げの重石を背負うて、もがき悩んでおります。名のない

者はございませぬ。その名が知りたいのです。本当の数が知りたいのです。生きておる者を一日も早く帰して欲しい。死んだ者はその名と共にその魂を帰して欲しい。せめて生きて居ることが分りますれば希望が繋がれます。死んだことが明らかになれば甲いもできます。諦めもできます。然るにそうした望みはまだ達しられませぬ。すべてが迷つて居る。余りにもみじめだ。これをいつまで続けなければならぬ。我が国民の運命でしょうか。人道の上、国際道義の上から、はた又悔い改めましたこの国民に対する同情の上から、連合軍の一層深き御好意と温かい御配慮の下に、一日も早く残留同胞の正しき発表と、通信の許可と、そうしてその送還とを、八千万の国民は魂をこめ、血涙を絞つて懇請やまないものでございませぬ。政府はこの点にあらん限りを盡すべきことは申すまでもございませぬ。一昨年以来、この問題につきまして幾度かこの壇上から叫ばれたる悲痛なる国民の声、この切なる心、この願い、この祈り、天かけて世界に響け、大地を揺つて人の心を打つと私は唱へまして、賛成の言葉といたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 中川以良君。
〔中川以良君登壇、拍手〕
○中川以良君 私は民主自由党を代表いたしまして、只今上程になりました在外同胞引揚促進に関する決議案に対して、限りなき感激を以ちまして心からなる賛意を表する次第でございます。(拍手)

幸いに終戦以来連合国の尊き数々の好意によりまして、今日まで六百有余

方の上る我が在外同胞が懐しい祖國に帰り、祖國再建のためにいそしみつつあります。このことは、国民と共々誠に感謝に堪えない次第であります。併しなから今や終戦後すでに四ヶ年を経過いたしました。おぼつかぬに拘わらず、残された在外同胞の引揚げが完了でないのみならず、多数の人々の消息が今以て明らかにならぬのであります。而して今日国会が未だにかか

る決議案を上程をせねばならぬ程にこの引揚問題が深刻化しております。これは、私の最も憂慮措く能わざるところでございます。只今の決議文にもございませぬ通り、私共はポツダム宣言を受諾以来、これが履行に誠心誠意あらゆる努力を傾注して参つたことは、去る五月二日発表をせられたところの連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によりまして明らかなることとあります。

私も、ポツダム宣言の第九條には、俘虜並びに一般留置せられておる人々は送還の上各自の家庭に帰還し、平和的且つ生産的の生活を営むの機会を得しめらるべしと明示されておるのでございませぬ。然るに今日におきましても未だ未だに三十万余方の上る多くの同胞がソ連地区に、中共地区に、又北鮮地区に、祖國の山河を險に画きながら五度目の冬を迎えんといたしておるのであります。あの私共の想像もいたし得ぬ酷寒の只中に苦難と恐怖の茨の道を辿りつつあります。これら不幸なる人々の身の上の思いを寄せ、且つ又国内における数十万の留守家族の方々が、頼みとする子を、最愛なる夫を、懐しの父を、今日帰るか、明日帰るかと待

ちわびながらも、雄々しく耐乏忍苦の生活を敢然として踏み越えておられるところの悲惨なる姿を眺めまするときに、真に断腸の思い切なるものがあるものであります。(拍手)そして私共は国会議員といたしましての大きな責務を痛感せざるを得ないのであります。現在行われております引揚は来る十二月三日舞鶴に入港を予想されておりますところの信洋丸を以ちまして本年はこれが最終の船と思われるのでございませぬが、一体残りの同胞は如何なる運命になるのでありませうか。今や私共の気持は居ても立つてもいらぬのであります。私共は八千万人の国民と共々血の叫びを以て國際の信義と世界の人道に訴え、本決議案の趣旨が一刻も速かに達せられんことはひたすら念願して止まざる所とあります。(拍手)

私はここに人類の福祉と世界平和の確立のために、我らの正しき主張を全世界に堂々と絶叫しつづ、本決議案に衷心より賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 鈴木順一君。
〔鈴木順一君登壇、拍手〕
○鈴木順一君 私は民主自由党を代表いたしまして、本決議案に対し賛成の意を表するものであります。

終戦以来四年間、異郷の空で故郷を偲びながら未だ帰れない人々の心境は如何でございませうか。又この異郷の地におる人々を待つておられます留守家族の心境も想像に余りあるのであります。生死の程も分らず待つておりますが、たとえ速かに帰らなくとも、消息だけなりとも知りたいと遺家族の

人々は念願しておるのであります。政府は国内の状況の調査やその他の方面からの情報によつてこの情報を得つてありますけれども、審かなるところの情報は関係国の通報がなければ判明しないのであります。たとへば戦争に負けると雖も、人道上から考えまして、我々日本国は大きく関係国に対し帰還の促進と共に情報の提供を要求することができるのであります。留守家族の人々に、国家におきまして授護の手が差延べられておきますけれども、徴々たるものであります。又遺族の人々に対しても同様であります。遺骨引取り料であるとか埋葬料にいたしても、ほんの葬式の費用の一部分にも足りないような徴々たるものであります。

自分の愛児と夫の遺骨を抱いて呆然自失する未亡人、いとこの我が子の遺骨を抱いて将来のことを考え深く打ち沈む老父母のことを考えましたときに、ただこれらの法律によることの瑣細なる申慰、慰問だけでなく、大きな愛の手が差延べられなければならないと思ふのであります。終戦直後におきましては、政府も国会も国民も大きな力を持ち、期待を持ち、運動を展開しておりましたが、ともすれば忘れがちになつて来ておりました今日において、五月二日のマツカサー元帥の声明にもありますように、忠実に我が国はポツダム宣言を履行しております。この際このポツダム宣言の忠実なる履行者である我が日本国並びに人道上から考えましても強く関係国に要請することの政府の大なる決心を促しまして、私はここに賛意を表するものであります(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 中野重治君。
〔中野重治君登壇、拍手〕
○中野重治君 日本共産党はこの案の趣旨に賛成であります。

そこで院の諸君並びに全国民に分つて貰いたいことがあります。それは我々の目的は引揚が突地に進むというところである。このことでもあります。それから、留守家族の心配を餌にして外資をくすねたり、何か政治目的に利用しようとするような輩に、この問題を悪用させてはならぬということであり、それで、ここにも書かれてあります。国内における可能且最大限の調査及び遺族留守家族に対する授護」ということが書いてありますが、これをやらずに外に向つてのみ求めんとすれば、それが道理に合はぬということでは、どなたにも分つて頂けると思ふ。では、どういふことをやつて頂けるといふと、引揚そのものに対しては船の船長が責任を負う。収容所では援護隊が、輸送では運輸省が、駅頭から家までは都道府県知事が責任を持つて居けるから、人民の出迎え見送りは一切禁止するというのが、これがいわゆるポツダムである。然るに十一月五日舞鶴に上陸した者のうち十人余りの人が行方不明になつて居るために、我々が非常に心配をして、衆議院でもこれを問題にして、参議院でも質問書を出して居る。この質問書に対する答弁はまだ来ておりませんが、こうやつて政府を糾明した結果、その行方不明者の数は十一名であつて、これは舞鶴において援護隊が外国軍に渡し、而もそのことを国民にも当事者の家族にも隠して来たということが判明した。これは昨日のことであつて、上陸以来二十五日目であります。こういうことをやつて居る。援護の方はどうかと言へば、他の諸君がすでに言われた通りであつて、非常に困難な非常な引揚がはつて居る。これは現に引揚者が引揚げて来たもの、生計に困つて親子心中をして居るという事実から分る。こういう状態をそのままにしながら、「ポツダム宣言受諾以来、われわれが誠実にその実行に努めたことは、本年五月二日、連台軍最高司令官マツカサー元帥の声明によつて明らかである」といふようなことをどうして言うことができるか。仮にもマツカサー司令官の言葉をかかのごとく悪用するやうな邪しい心を捨てなければならぬ。そうして本心に調査に努め、授護に努める。このことを実行してこそ初めて本當の滑らかなる進行を我々は望むことができ。日本共産党は、そのことをよく諸君と共に理解して、これを具体的に運ぶ用意のあることをここで聲明して、この案の趣旨に賛成するものである。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 奥むめお君
〔奥むめお君登壇、拍手〕
○奥むめお君 緑風会を代表いたしまして、只今の海外同胞引揚促進に関する決議に賛成を表明したいと思いますのでございませう。

幾度もこの問題に關しましてはこの議場におきましても決議が繰返されておりました。国民の血を吐くやうな世論はもう全く天までも届き、海外の隅々までも響いて居る筈と私共は信じて止まないものでございませうけれども、今議和会議近しと伝えられておりました。今日、尙、帰ることを許されない、待つ人々の家庭にどんな暗い、どんなに悲しい気持ちを與えて居るか分らない、三十八万以上の同胞が故国を思つて、もうして帰る日の一つも早いことを願ひ求めて居るといふことを考えるにつけても、もう一度私共はこの決議案を上程することによりまして世論を高めて、又政府のもう一段の熱心な骨折りを期待して止まないものでございませう。(拍手)

今日、尙、帰ることを許されない、待つ人々の家庭にどんな暗い、どんなに悲しい気持ちを與えて居るか分らない、三十八万以上の同胞が故国を思つて、もうして帰る日の一つも早いことを願ひ求めて居るといふことを考えるにつけても、もう一度私共はこの決議案を上程することによりまして世論を高めて、又政府のもう一段の熱心な骨折りを期待して止まないものでございませう。(拍手)

街には、「愛の手を帰つた人待つ家」といふポスターが貼られておりました。この頃は特に身にしみるやうな気持ちで眺められるのでございませう。これは今年こそ最後の一人まで引揚げて帰つて来るのだと言われたその気持ちが強かつただけに、その喜びが厚かつただけに、待つていた家族にとりましては、何年何月何日か、帰らないのか、帰らないのかといふこの落胆失望といふものは、突に深にもたえやうのない悲しい苦しいものがあるものでございませう。又帰つた人々、許されて家族の者と一隣に働いて暮して居ります人々の姿が、そうして自分の待つて居る人はまだ帰らないといふ、この人々にとりましては、もつと切実な悲しみと、もつと胸を裂くやうな、訴えるやうな気持ちが湧かざるを得ない今日なのでございませう。この意味におきまして、私共は終戦以來四年幾ヶ月の間、本心にポツダム宣言の忠実なる履行を心盡してやつて来たしたこの日本人といつたしましては、たとへば侵略戦争を巻き起した国だといつたしまして、戦争に敗れた国だといつたしまして、占領下にある日本人だ

といつたしまして、私共は何故未だに帰らない、残留されていつ帰るか分らないやうな我々の同胞を持たねばならぬのかといふことを、世界の正義に向つて声を大きくして問ひ質さなければ止まない気持ちがあるのでございませう。(拍手)この意味におきまして、私共は力を盡して、国の力を盡して、又世界は今本心に第三次戦争の暗い影に探えております。今日、人々は心の底から平和を求めておりました。平和を願う声、平和国家、平和世界の建設といふことは、勝つた国も負けた国も一つの気持ちになつて求めておりました。この際、尙、捕虜同様の立場で沢山の日本人が海外に引止められておりました。これは、これは世界の人が平和を口にする資格があると言へるのかどうかということについて、反問せずには居られないのでございませう。(拍手)私共はこの意味におきまして、海外に残されておられます同胞が一日も早く帰られますやうに、もつと世論を高めていかなければならぬと思ふ。政府は更に力を盡さなければならぬと思ふ。ときによりまして、政府は占領下にあるといふことを口実にして、なすべき責任をなさないことがあつたらぬ。私共は非常に不満を持つて居るのでございませう。(拍手)これを私共は世論の力で、又日本のこの占領下に置かれます特殊の事情を考えまして、政府と共に一日も早く最後の一人まで引揚げて来ますことを努力しなければならぬと思ふのでございませう。尙、残留者の家庭の、待つ人々の今日の苦しい状態といふものは、幾たびも未帰還者の保護の法律を作りまして、又予算を計上いたしまして、いろいろに手を盡し

ましたとは申しすもの、まだまだ不十分で、まだ「保護の手は至らないのでございます。この意味におきまして、私共の最も悲しみといたしますところは、非常に窮乏を極めております国家財政の中におきましても、戦争犠牲者として第一に指を折らなければならぬこの留守家族の擁護、又帰つた人々の苦しい生活を明るく導くというための予算と施策というものは、第一にこれに力を盡さなければならぬのでございますから、この意味におきまして、又私共の国会において最善の努力をいたしますことを誓わなければなりません。政府におきましても、格段の力をこことに割いて頂くように特別にお願いたしますのでございませぬ。

以上を以ちまして、緑風会を代表いたします私の賛成演説といたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議員(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。(拍手)よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)只今の決議に対し内閣総理大臣より発言を求められました。吉田内閣総理大臣。

○國務大臣(吉田茂君) 在外同胞引揚促進に関する決議の御趣意は、政府において十分了承いたします。この

問題はお話の通り既に四ヶ年に亘る問題であり、又政府としても、又一外務大臣としても、私は終戦以来常に胸裡に往來しておつた問題でありまして、その成り行きについては誠に懸念憂慮に堪えないのであります。又總司令部においても非常な同情を以て日本政府の保官と始終密接な関係連絡を保つて、そして在留同胞の情報消息等については、努めてその消息を蒐集するに努め、又政府の保官の方にも連絡をとつておりますが、尙、相当多数の同胞が残留いたしていることは、諸君と共に誠に遺憾に堪えないところであります。政府はこれまででも得るだけのことをしていたしておつたのであります。更に今後においても十分善後措置について手を盡し、又在留同胞の家族その他の救護についても十分努力をいたしたいと考えております。一応政府の所見を申述べます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、議事の都合により日程第二を後に廻し、日程第三、日本通運株式会社法を廃止する法律案、日程第四、通運事業法案、及び日程第五、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議員(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。尙、通運事業法案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。尙、通運事業法案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。尙、通運事業法案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
日本通運株式会社法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

日本通運株式会社法を廃止する法律案
日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、廃止する。
1 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、廃止する。
2 経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
別表乙号中第六号を次のように改める。
六 削除
附則
1 この法律は、通運事業法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から施行する。
2 日本通運株式会社がこの法律施行の日以前において商法(明治三十二年法律第四十八号)に適合していない事項を同法に適合させるため同法第二百四十三條の規定による株主總會の決議をした場合においては、その時以後日本通運株式会社法及び経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律は適用されないものとする。

3 前項の規定により日本通運株式会社法及び経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律が適用されなくなるまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕
通運事業法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

目次
第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 通運事業(第四條—第二十七條)
第三章 通運計算事業(第二十八條—第三十二條)
第四章 雜則(第三十三條—第三十七條)
第五章 罰則(第三十八條—第四十一條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、通運に関する秩序の確立、通運事業における公正な競争の確保及び通運事業の健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率の向上を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で、「通運」とは、他人の需用に応じてする左に掲げる行為をいう。
一 自己の名をもつてする鉄道(軌道及び日本国有鉄道の経営する)の輸送を含む。以下同じ。
二 自己の名をもつてする鉄道(軌道及び日本国有鉄道の経営する)の輸送以外の輸送物の輸送を含む。以下同じ。
三 鉄道により運送される物品の輸送を含む。以下同じ。
四 鉄道により運送される物品の輸送以外の輸送物の輸送を含む。以下同じ。
五 鉄道を利用してする物品の運送を含む。以下同じ。

第三條 この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をすることをいう。
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業(国の行う郵便の事業を除く)をいう。
第三條 この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をすることをいう。

第一章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。
第二章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

第一章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

第二章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

第二章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

第二章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

第二章 通運事業
2 この法律で、「通運計算事業」とは、營利を目的とするとき、これを問わず、通運を行う事業をいう。

2 通運事業の免許は、取扱駅及び第二條第一項各号の種別について行い。

3 通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、その他業務の範囲を限定して行いことができる。

(免許申請)

第五條 通運事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業の経営上使用する記号
- 三 取扱駅

四 第二條第一項各号の種別

2 業務の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、荷主、取扱物品の種類又は作業場所その他業務の範囲をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他の省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

4 運輸大臣は、通運事業の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受領したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

一 当該事業の開始が一般の需要

に適合するものであること。

二 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

三 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 当該事業の開始が鉄道による物品運送の効率の向上に資するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が、同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、通運事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前二号の一に該当する者であるとき。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第七條 通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。但し、通運事業を営む法人と通運事業を営まない法人が合併する場合において、通運事業を営む法人

が存続するときは、この限りでない。

3 通運事業を営む法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

4 前條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

(相続)

第八條 通運事業の免許を受けた者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた通運事業を引き継ぎ経営しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第四條第一項の規定にかかわらず通運事業を営むことができる。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者及び第二項の規定により通運事業を営む者は、通運事業の免許を受けた者とみなす。

(名義の利用及び事業の貸借等)

第九條 通運事業の免許を受けた者(以下「通運事業者」という。)は、その名義を他人に通運事業のため利用させてはならない。

2 通運事業者は、事業の貸借その他如何なる方法をもつてするかを問わず、通運事業を他人に経営させてはならない。

(事業の管理)

第十條 通運事業者の通運事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該事業を継続して運営するために必要であること。

二 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の休止及び廃止)

第十一條 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除く外、これを許可しなければならない。

(事業計画の変更)

第十二條 通運事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、次條の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて通運が一般の需要と著しく不均衡となるおそれがないものであること。

三 事業計画の変更が鉄道による物品運送の効率を著しく低下させるおそれがないものであること。

(自動車の新規使用)

第十三條 通運事業のために自動車を使用していない通運事業者が、通運事業のために新たに自動車をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 使用しようとする自動車の供給能力が、当該事業に対する物品の集貨配達の需要と均衡のとれたものであること。

二 自動車をすることが当該事業の能率的な運営を図るため必要であること。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四條 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第四條第三項の規定によ

る業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

(貨物自動車運送事業者の特例)

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第十條に規定する貨物自動車運送事業者の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二十七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行為を行う事業について通運事業の免許を受けた者とみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通運事業の免許は、当該範囲について、その効力を失う。

一 取扱駅が物品運送の営業を廃止したとき。

二 取扱物品の種類を限定した通運事業の免許を受けた場合において、取扱駅がその物品の運送の営業を廃止したとき。

三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(通運引受義務)

第十七條 通運事業者は、左の場合を除いては、通運の引受を拒絶しはならない。

一 当該通運の申込が第二十一條の規定により認可を受けた通運約款によらないものであるとき。

二 委託者が第十九條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を與えないとき。

三 当該通運に關し委託者から特別の負担を求められたとき。

四 当該通運が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(通運順序)

第十八條 通運事業者は、通運の申込を受けた順序により、物品を鉄道に託送しなければならぬ。但し、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りでない。

(物品の種類及び性質の確認)

第十九條 通運事業者は、通運の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを委託者に求めることができる。

2 通運事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき委託者が告げたことに疑があるときは、委託者の同意を得て、その立会の上で、これを点検することができる。

3 通運事業者は、前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者が明告したところと異なるときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 通運事業者が第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるときは、委託者は、点検に要した費用を負担しなければならない。

の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるときは、委託者は、点検に要した費用を負担しなければならない。

(運賃及び料金)

第二十條 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様とする。

運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を價い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種類について定額をもつて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一條 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様とする。

運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に關する事項が明確に定められているものであること。

(運賃、料金及び通運約款の揭示)

第二十二條 通運事業者は、運賃、料金及び通運約款を事務所その他の事業場において公衆の見易い箇所に揭示しなければならない。

(引渡不能の物品の寄託)

第二十三條 通運事業者は、その責に擔すべからざる事由により物品の引渡をすることができないときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫営業者に寄託することができる。

2 通運事業者は、前項の規定により物品を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷主に通知しなければならない。

3 通運事業者は、第一項の規定により物品を寄託した場合には、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて物品の引渡に代えることができる。

4 通運事業者は、第一項の費用の弁済を受けるまで、倉庫証券を留置することができる。

(引渡不能の物品の競売)

第二十四條 通運事業者は、委託者及び物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、省令で定める手続により公告をした後三箇月を経過してもなおその権利者を知ることができないときは、その物品を競売することができる。

但し、損取し易い物品は、公告をした後三箇月以内でも競売することができる。

2 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、委託者に対し相当の期間を定めその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、催告しなくても競売することができる。

2 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が物品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合において、相当の期間を定めて物品の受取を催告し、その期間経過後更に委託者に対し相当の期間を定めてその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。

但し、損取し易い物品は、催告しなくても競売することができる。

3 通運事業者は、第二項の規定により競売をしたときは委託者に、前項の規定により競売をしたときは委託者及び物品の引渡を受くべき者に、遅滞なくその旨の通知を発しなければならない。

4 通運事業者は、第二項の規定により競売をしたときは委託者に、前項の規定により競売をしたときは委託者及び物品の引渡を受くべき者に、遅滞なくその旨の通知を発しなければならない。

5 通運事業者は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代価を供託しなければならない。但し、その全部又は一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した費用に充當することができる。

(会計)

第二十五條 通運事業者は、省令で定める様式の帳簿書類によりその会計を処理しなければならない。

(事業改善の命令)

第二十六條 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、

きは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第二十七條 第二十條から第二十二條まで及び前條の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行つた物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務について準用する。

第三章 通運計算事業

(認可)

第二十八條 通運計算事業を経営しようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定は、前項の認可を申請する場合には、第六條の規定は、運輸大臣が前項の認可をする場合に準用する。

(通運計算事業の運営)

第二十九條 第七條から第十二條まで、第十四條、第十六條第三号、第二十條、第二十五條及び第二十六條の規定は、通運計算事業に準用する。

(通運計算規程)

第三十條 通運計算事業の認可を受けた者(以下「通運計算事業者」という)は、通運計算規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 公正且つ迅速な通運計算を確保し得るものであること。
- 二 通運事業者に不当な負担を課するものでないものであること。
- 三 少くとも通運計算に関する契約の締結及び解除、通運計算の方式、通運計算の停止、計算料の收受並びに通運計算事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

第三十一條 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の申込をした場合には、その申込が前條の規定により認可を受けた通運計算規程によらない場合を除き、これを承諾しなければならない。

(通運計算に関する契約の強制の禁止等)

第三十二條 通運計算事業者は、通運事業者に対し、如何なる方法によるかを問わず、通運計算に関する契約を締結することを強制してはならない。

2 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の解除を申し出た場合には、通運計算規程による場合の外、これを拒絶してはならない。

第四章 雜則

(運輸審議会への諮問)

第三十三條 運輸大臣は、この法律の規定に基づき、免許、許可、認可その他の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。但し、運輸審議会が軽微な事項と認められたものについては、この限りでない。

(免許等の条件)

第三十四條 免許、許可又は認可には条件を附し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限られ、且つ、当該通運事業者又は通運計算事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(訴訟)

第三十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政官庁のした処分不服のある者は、訴願をすることが出来る。

(職権の委任)

第三十六條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行つて、報告及び検査)

第三十七條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するために必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者に、事業に関し報告をさせることができる。

第五章 罰則

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 4 第二項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 罰則

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第八章 罰則

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十二條第一項(第二十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條及び第二十九條において準用する第二十條又は第三十條第一項の規定により許可又は認可を受けていなかった者

二 第二十二條(第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による告示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第二十九條において準用する第十四條の規定による通運計算事業の停止の命令又は第二十六條(第二十七條及び第二十九條において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

四 第四十七條、第四十八條、第三十一條又は第三十二條第二項の規定に違反した者

五 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十一條 法人の代表者又は人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に

対しても、各本條の罰金を科する。
附則

- 1 この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。
- 2 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号、以下「旧法」という。）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。
- 4 旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。
- 5 この法律施行の際現に通運計算事業を営んでいる者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第二十八條の規定による認可を受けなくても通運計算事業を営むことができる。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は認可の拒否のある日まで同様とする。
- 6 この法律施行前にした道路運送法第十一條の規定による小運送業のためにする貨物自動車運送事業の免許は、この法律第十三條の規定による認可とみなす。
- 7 道路運送法の一部を次のように改正する。
第十一條の次に次の一條を加える。
(通運事業者の特則)
第十一條の二 自動車を使用して通運事業を営むることの免許

を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第 号）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第十一條第一項、第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條第四号及び第三十二條の規定の適用については、その種類について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。

8 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第七條第二号中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。
9 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第四條第四十二号を次のように改める。
四十二 通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む。）に關し、許可し、又は認可すること。
第四條第四十二号の次に次の一号を加える。
四十二の二 通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。
第四條第四十四号中「及び小運

送業を、通運事業及び通運計算事業」に改める。
第六條第一項第二号中「及び小運送業」を、通運事業及び通運計算事業」に、同項第八号中「小運送業」を「通運事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。
八の二 通運計算事業の認可若しくはその取消又は事業の停止
第六條第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。
十一の三 第二号、第八号及び第八号の二に規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第 号）の規定に基く許可、認可その他の処分
第二十八條第一項第三号を次のように改める。
三 通運事業（附帯業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
第二十八條第一項第八号中「及び小運送業」を、通運事業及び通運計算事業」に改める。
第二十八條第二項第六号中「小運送業」を「通運事業」に改める。
第五十一條第一項第七号を次のように改める。
七 通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
第五十一條第一項第二十一号中「小運送業」を「通運事業、通運計

算事業」に改める。
第五十二條第二項中「小運送業」を「通運事業」に改める。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
参議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武殿
日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に關する法律案
日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に關すること。
第一條 この法律は、日本国有鉄道がその所有地内にある通運事業者の所有する荷役機械等の施設を譲り受けること等により、これらの施設の公正且つ有効な利用と通運事業における公正な競争の確保とに資することを目的とする。
第二條 日本国有鉄道は、この法律施行の際現にその所有地内にある日本通運株式会社所有する左に掲げる施設のうち、日本国有鉄道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に対してその有効な利用を確保し、共通の利便を與えるために必要なものを、第四條第二項の規定による交換により、及び予算

- 一 荷役機械
- 二 貨車の入換に使用する動力車
- 三 倉庫、上屋、労務員詰所、荷扱所その他作業用の建物
- 四 貨物の積卸及び保管に使用する構造物
- 第三條 日本国有鉄道が前條の規定により譲り受けるべき物件は、日本国有鉄道が指定する。
- 2 前項の規定により日本国有鉄道が指定する施設の価格、第四條の規定により日本国有鉄道が日本通運株式会社に譲渡すべき株式の価格その他施設の譲受及び株式の譲渡に關する事項は、日本国有鉄道、日本通運株式会社及びこれらの者が協議して定めた候補者のうちから運輸大臣が選定する第三者の協議によつて定める。この場合において、施設及び株式の価格については、運輸大臣の承認を受けなければならない。
- 3 前項の協議が整わないとき又は協議することができないと認めるときは、運輸大臣が裁定する。
- 4 前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより、第二項前段の協議が整い、且つ、同項後段の承認があつたものとみなす。
- 5 運輸大臣は、第二項前段の選定、同項後段の承認又は第三項の裁定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
第四條 日本国有鉄道は、この法律

施行の際現に所有する日本通運株式会社を他に移譲しなればならない。

2 日本国有鉄道及び日本通運株式会社は、第二條の施設と前項の株式とをその対等額の範囲内で前條の規定により交換するものとす。

3 前項の場合において、施設の価額が株式の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、金銭でその差額を支拂わなければならない。

4 第一項の株式の価額が第二條の施設の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、滞滞なくそのこえる額の株式を他に譲渡するものとす。

5 第二項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）は、適用しない。

6 第四項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分の調整等に関する法律は、適用があるものとする。

第五條 日本国有鉄道は、その所有地内にある日本通運株式会社以外の通運事業者がこの法律施行の際現に所有する施設であつて第二條の施設に準ずるものや、予算の範囲内で譲り受け、又は賃借しなればならない。

2 前項の通運事業者は、同項の施設を日本国有鉄道に譲渡し、又は賃貸しなればならない。

3 第三條の規定は、前二項の場合に準用する。

第六條 日本通運株式会社がその所

有する施設であつてこの法律施行の際現に地方鉄道業者又は軌道経営者の所有地内にあるものについて、これらの者の要求によりこれを譲渡し又は賃貸しなればならない場合における譲渡又は賃貸すべき物件、その譲渡価格又は賃貸料その他譲渡又は賃貸に関する事項は、日本通運株式会社及び当該地方鉄道業者又は軌道経営者の協議によつて定める。

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中「通運事業又は「通運事業者」とあるのは、通運事業に関する法律が制定施行されるまでは、それぞれ「小運送業」と「小運送業者」と読み替へるものとする。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今上程となりましたる通運事業法案、日本通運株式会社法を廃止する法律案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず通運事業法案と日本通運株式会社法を廃止する法律案とを便宜一括して申上げらる。

通運事業法案において規律せんとする通運事業については、先に昭和十二年小運送業法を制定して免許事業とし、通運事業の秩序の確立を図ると共に、同年日本通運株式会社法を制定し、

日本通運株式会社を設立し、通運事業の統合強化を策して現在に及んで居るのであるが、今回日本通運株式会社法を廃止し、日通の特殊会社としての性格を拂拭し、これを商法の規定による一般の株式会社にすると共に、通運事業法を制定して小運送業法の全面的改正を行い、何人も雖も免許基準に適合する以上、免許を受け、通運事業を営み得ることとし、公正なる競争により、通運事業の健全なる発達と鉄道による物品運送の効率の向上を図らうとするものである。通運事業法案が現行の小運送業に比し異なる主なる点は次の諸点であります。

第一は、この法案において、免許、許可、認可をする場合に、基準を設け、この基準に適合する場合には何人も雖も免許、許可、認可をしなくてはならないということである。第二は、通運の公益性に鑑み、通運約款を認可事項とする外、通運の引受、通運の順序、運賃、料金、引渡不能の物品の措置等、利用関係を法律で明確したとである。次に、貨物自動車の使用について、その法律関係を明らかにし、道路運送法との、調整を図つた点であります。次は通運計算事業を新たにこの法案中に規定し、これを認可事業としたことであります。

又日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案とは、日本国有鉄道の構内にある通運事業者の荷役機械等の施設、これを日本国有鉄道に譲り受けさせる等の措置を講じて、これらの施設を一般通運事業の公正な利用に供せしめようとするのを主眼とする。この場合、

日本国有鉄道は、日本通運に対しては、対等額の範囲内においてその持株を交換することになつておるのであります。

かようにこの三つの法律案は、日本通運の独占的性質を取り去り、他方、新たに免許される通運事業者と同等の地位に立つて、公正な競争により、公共の福祉を増進せんとするもので、通運事業界における民主化とも称すべきものであります。

運輸委員会におきましては、予備審査に付託されてより敢回に亘り熱心に審査を続けたが、その詳細は速記録に譲りまして、主なる質疑応答について申し上げます。

先ず通運事業法案について、小泉委員より、港灣における海陸一貫作業は必要と思ふが、海上は自由営業であるので、この調整は如何にするか、港灣における荷役作業も免許事業とするかにつき、政府委員に質し、又板谷委員より、日通の海上進出の傾向につき政府の所見を質したに對し、政府委員より、港灣荷役作業の免許制については目下研究中であるが、少くとも海陸接触点においてその調整を図る用意のある旨の答弁がありました。又、小泉委員、早川委員より、農業協同組合が通運事業の免許申請をなした場合は行政方針について政府に質しましたところ、政府委員の答弁としては、免許基準に適合していると認めるときは免許しなくてはならぬが、農業協同組合の性質上、限定免許の申請が多いと思はれるという答弁であつた。又、板谷委員より、通運計算事業を事業者団体法より除外する要なきやとの質疑に對して

は、政府委員は、事業者団体法改正の際考慮する旨の答弁があつた。その他、村上委員より、貨物引換証の整理保証につき、早川委員より、貨物自動車運送事業者に対する附隨運送免許の基準等につき、又内村委員より、通運事業の免許方針及び認可許可等について、逐條に亘つて質疑応答がありました。

次に日本通運株式会社法を廃止する法律案及び日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案については、各委員より質疑が重ねられました。主として條文の解釈に亘るものであつて、その詳細は速記録に譲ることとした。又、日本国有鉄道が譲受すべき日通の施設の範囲、その価格決定の方法、予算との関係等につきまして質問があつたのであります。

以上を以て質疑は終了したのであります。討論に入るに先立ち内村委員より、この法案の審査に當り公聴会を開くべしとの意見の開陳があつたが、採決の結果、少致で否決をされました。次いで内村委員より、この法案に對する修正案の提議がありました。修正箇所の主なる点は次の通りであります。

第一は、免許及び事業計画変更認可の基準は輸送の混乱を防止する効果に乏しいので改正すること。

第二は、自動車運送事業に関する道路運送法との調整の規定は不当な競争を惹起する虞れがあるから削るべきであること。

第三は、通運計算事業の濫立を阻止すべき方法を講ずること。

第四は、改善命令や事業の検査等致項目につき手続改正の要ありとの点であります。

討論においては、鈴木委員より、この三つの法案は現在我が国の経済事情の下において急速施行の効果薄きものであるからという反対意見の開陳があり、又小泉委員より、この法案の施行は日通を現状のまま保護する以上のことを期待できないという反対意見があつたのであります。

これにて討論は終局したので、先ず内村委員の修正案について採決いたしましたところ、少数にて否決となりました。よつて各法律案一件ごとに原案について採決をいたしましたところ、いずれも多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は十分間に制限いたします。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕
○内村清次君 私は日本社会党を、代表いたしましたして、只今議題となつております通運事業法案に対しまして反対の意見を申述べたいのであります。日本社会党は、本来日本通運株式会社といたしましての独占企業体を解体して民主化することには賛成するものであります。併しそれには三つの条件を基礎とするものでなければなりません。即ち第一には、通運事業の社会を強化することであり、

第二には、日通の運営に全国的な計画性を持たせることであり、第三には、過去の運送事業にありましたこ

とき濫立や、混乱や、又腐敗不正を今後絶対に起すようなことのないような組織に編成することであり、

以上三つの必要条件をいたしまして、この度の通運事業法案の内容をよく検討いたしました見ますと、幾多の不備な点があることを認められますのであります。

即ちその第一は免許基準についてであります。第六條の第一項におきまして、運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならぬ。一といたしまして、当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること、二といたしましては、公衆の利便を増進するものであること、三といたしまして、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること、四といたしまして、鉄道による物品運送の効率の向上に資するものであること、この免許基準が而も運輸大臣の権限におきまして、通運事業の免許をこ

ういう基準に合した者は免許をしなければならぬ。而もこれの適格制限事項といたしましては、免許を受けようとする者は、一年以上の懲役の刑に処せられた者や又は執行を受けた者が、二年以上を経過しておらなくてはならぬ。こ

ういうような制限も附してあります。こ

ういうような制限も附してあります。こ

ういうような制限も附してあります。こ

ういうような制限も附してあります。こ

善的に流れ易いような規定があるのであります。これは広く利用者及び関係者の意見を取入れて民主的に行なつて行かなければならぬ点、すべての條項において運輸大臣だけの強い権限でこれを規定してあるということが、この点の第二点で反対の理由であります。

第三には、以上のみならず、この譲渡、相換、名義、貸借、管理、休廃止、自動車の新規使用、事業の停止及び免許の取消、料金、約款、計算等あらゆる点におきまして、一方的に運輸大臣の権限に任せてありまして、少しも民主化されておらない点であります。

第四には、全体といたしまして運輸審議会の権限を停止しておるものであります。特に第三十三條の免許、許可、認可、その他の処分につきましては運輸審議会が軽微な事項と認められたものは、運輸大臣の独断的処置に任せてお

りまして、運輸大臣の免許、許可、認可については軽微な事項というものはあるのではないのであります。これを認めて運輸大臣がこれを処理するといふような條項があります。こ

ういふような點は、やはりこの本文から削除すべきが当然であると思つてゐるのであります。

第五点は、第三十七條の報告、検査の中に、即ち第二項以降の検査に関する規定は、これは運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要であると認めるときは、通運事業者又は通運計算

事業者の事務所その他の事業場にその職員を派遣して、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。こ

ういふ規定は、こ

定してありまして、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

しては運輸審議会が或いは民主的な構成をしたところの即ち一つの機関を設けて、この譲渡関係を決議して行くという方法を主張したのであります。が、いわゆるこ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

ういふ規定は、こ

置いて、そうして出荷は減退してある現在の情勢下におきまして、経営規模の弱小なトラックの業界ではすでに首切りや賃下げや倒産が各地において起つておるのであります。こういう情勢の中に日通が進出したりますことは、小運送業者の倒産の上に日通の制覇を強化して行く、確固たらしめる、こういうことになるのであります。

理由の第二は通運計算事業の免許制であります。これは通運事業における交互計算業務が業者の死命を制するものであり、これの掌握によつて通運事業の統制権が事実上獲得されるので、現在日通のみが計算事務を經營しており、全国にその組織を持つ巨大独占体に対抗し得るところの業者はないのであります。従つて事実上日通の独占性が強化されることになるのであります。

理由の第三は、免許権について運輸大臣が免許権を持つことについては、これは極めて非民主的なやり方であり、現に昨年十一月閣議におきまして独断的に決定した小運送複數制をめぐる、運輸大臣の諮問機関である運輸審議会委員の中にボスや利権屋や保守的な議員が策動しておるといふことは、公然の秘密であると言われておるのであります。即ち九月一日函館、仙台、新潟三地区に新規免許者を決定いたしました。新潟地区においては一店主業をみずから破りまして二店を新規に免許して、すでにこういうところから破綻を示しておるので、運輸審議会に諮問し運輸大臣が免許する制度が如何に民主的に偽装されておるかといふことは明らかでありまして、これ

はどうしても労働組合や小運送業者、一般荷主から、民主的に選ばれた組織に免許権が與えられて行く、こういうことでなければならぬと思つておられます。こういう点から見まして、通運事業法自体が通運の力を弱める、尙、却つて逆に通運会社を強化して行く、そして中小の運輸業者といふものを圧迫する内容を持つておるのであります。尙この通運会社の施設の処理につきましても、一億円に及びます資産処理につきましてもこの間に不正を助長し得るがごとき機構によつてやうとしておるのであります。我が党は断じてかかる不正腐敗を温存しながら処理しようとする疑いを持たれるような処理方法に對しては、断じて賛成することができないのであります。このような画期的な法律を制定いたしましたためには、どうしても現下の情勢からいたしまして、この重大なる運輸事業を國營に移して、国民全体のために運営し得る機構を作り、且つ中小の小運送業者を保護し得る体制を作ることなくしては、何らの改革にはならず、徒らに日通の独占を強化させるというところに終るのであります。我が党は断じて反對するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。
先ず日本通運株式会社法を廃止する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保険事業經營上ノ再保険料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につきましては、農家の支拂うべき共済掛金

す。よつて本案は可決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 次に通運事業法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本固有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長補見委員君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
農業災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武君
農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十三條の二を次のように改める。
第十三條の二 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、農業共済組合の組合員の支拂うべき畜産共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府県別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。
一 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七
二 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七
三 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率
第十三條の二の次に次の二條を加ふる。
第十三條の三 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂うべき牛又は馬の死亡費用共済に係る共済掛金のうち、第四百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。
第十三條の四 前二條の負担金に

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につき

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につき

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につき

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につき

は、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第四條中「家畜共済ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料」の下に「一般会計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。
〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保險事業の対象として、農作物共済、畜産共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につき

額の約半額に近い金額は現在在庫において負担することになっており、又蚕繭共済につきましても養蚕農家の支拂うべき共済掛金額の約半額は製糸業者及び蚕繭製造業者がそれ／＼爾又は種繭の取扱数量に応じて負担し、この負担額は政府が生糸又は普通蚕種の販売統制価格を決定する際に公定価格の中に織り込む措置により、最終的には消費者に転嫁する趣前になっておる現状であります。尙、家畜共済については、右に述べましたような在庫の一部負担或いは消費者転嫁等の制度はございません。以上のような趣前を進んで参りました農業災害補償法も、本年五月参系に関する諸統制が撤廃せられたため、従来のごとく共済掛金額の一部を統制の過程を通じて消費者に転嫁する仕組は困難になりましたので、この機会に農業災害についての国家補償制度の一步前進のため、且つは又国家財政の将来をも勘案して、取敢えず本改正法案におきましては、昭和二十四年度及び同二十五年度において従来の製糸業者等の負担金と同額を在庫において負担せんといたしておるのであります。又今回の改正案におきましては、家畜共済の中で牛馬の死亡費用共済について、共済組合の定款で定める最低共済掛金の二分の一に相当する金額を在庫において負担することとしたしておるのであります。而してこの趣旨は、蚕繭共済と同様、国家的な補償の一步前進と、畜産振興の見地から、競馬基金の一部を見合ひの財源として、取敢えず昭和二十四年度及び同二十五年度において在庫負担を行わんとするものであります。

改正法律案の内容は以上の通りでございます。その趣旨とするところは別に異議のないところであります。委員会といたしましては、共済保険の今後の運営改善、国家的補償制度の拡充等二三の問題につきましても質疑を行いました。後、討論に入り、羽生委員より、災害が起きてからの補償もさることながら、国家としては災害を未然に防ぐ諸対策に対つて万全の措置を講ずべきであるとの希望意見を付して、本案に賛成の意思を表明せられ、次いで採決の結果、本法律案は全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後七時五十六分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

〔根本参事朗読〕

本日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に

関する法律の一部を改正する法律案 本日委員長から左の報告書提出した。外国為替及び外国貿易管理法案可決報告書 外国為替管理委員会設置法案可決報告書 国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案 可決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、会期延長の件についてお諮りいたしました。願ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。議長は衆議院議長と協議の結果、国会の会期を十二月三日まで三日間延長することに協定いたしました。議長が協定いたしました通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて会期は十二月三日まで三日間延長することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、外国為替及び外国貿易管理法案及び外国為替管理委員会設置法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

外国為替及び外国貿易管理法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十七日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 佐藤尚武君

外国為替及び外国貿易管理法案 外国為替及び外国貿易管理法

目次

第一章 總則(第一條—第九條)

第二章 外国為替銀行及び両替商(第十條—第十五條)

第三章 外国為替予算(第十六條—第二十條)

第四章 外国為替の集中(第二十一條—第二十六條)

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂(第二十七條—第二十九條)

第二節 債權(第三十條)

第三節 証券(第三十一條—第三十五條)

第四節 不動産(第三十六條—第四十一條)

第五節 その他(第四十二條—第四十六條)

第六章 外国貿易(第四十七條—第五十五條)

第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條—第六十四條)

第八章 雜則(第六十五條—第六十九條)

第九章 罰則(第七十條—第七十三條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の對外取引の管理を行い、もつて國民經濟の復興と発展とに寄與することを目的とする。

(再検討)

第二條 この法律及びこの法律に基づく命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する目的をもつて再検討するものとする。

(関係審議会)

第三條 内閣に關係審議会を設置し、外国為替予算を作成する責任を負う機関とする。

2 關係審議会の組織及び運営は、政令で定める。

(外国為替管理委員会)

第四條 別に法律で定めるところにより、外国為替管理委員会を設置する。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従ふものとする。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。
- 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。
- 三 「本邦通貨」とは、日本円を單位とする通貨をいう。
- 四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。
- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は法律上代理権があると否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支拂指図をいう。
- 八 「対外支拂手段」とは、外国通貨その他の通貨の單位のいかににかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。
- 九 「国内支拂手段」とは、対外支拂手段以外の支拂手段をいう。
- 十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、

ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並びに金貨及び銀貨（流通していないものに限る。）、取引の対象又は記念品たる硬貨、金メダルその他これらの金貨を主たる材料とする物をいう。

十一 「証券」とは、登録されていると否とを問はず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を興える証券、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。

十二 「外貨証券」とは、外国において支拂を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四 「外貨債権」とは、外国において又は外貨をもつて支拂を受けることができる債権をいう。

十五 「貨物」とは、貴金屬、支拂手段及び証券その他債権を化体する証券以外の動産をいう。

十六 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

(外国為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ單一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定める。

2 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならない。

4 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

5 外国為替の直物（電信又は一覽拂のものに限る。以下同じ。）取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人も、これによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行われなければならない。

(取引の非常停止)

第九條 主務大臣は、國際經濟の事

情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2 前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る支拂の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

第二章 外国為替銀行及び両替商

(外国為替銀行)

第十條 外国為替業務を営もうとする銀行は、その管轄とする営業所（本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ。）並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な國際的信用を得ることが困難であると認められる場合又は外国為替取引を行うに足る職員を有していないと認められる場合には、前項の認可をしてはならない。

3 外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容を変更し、よるとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 外国為替銀行は、外国為替業務を営む営業所の全部又は一部にお

ける外国為替業務を停止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

(業務上の取極)

第十一條 外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関との法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

(外国為替銀行の確認義務)

第十二條 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

(制裁)

第十三條 大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律、この法律に基く命令若しくは処分違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(両替商)

第十四條 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商

第九條 主務大臣は、國際經濟の事

(前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。)に準用する。

(報告義務)

第十五條 外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外国為替算

(外国為替算の作成)

第十六條 外国為替算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくなく減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條 外国為替算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

- 一 通貨の交換又は振替の可能性
- 二 外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るよう十分な通常予備費を設けること。

第十八條 外国為替算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

(外国為替算の変更)

第十九條 外国為替算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限り行われる。

第二十條 閣僚審議会により外国為替算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外国為替算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外国為替等の集中

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たる非居住者たるを問はず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格(公定価格がないときは、時価)を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

- 一 本邦内にある対外支拂手段
- 二 本邦内にある貴金属
- 三 居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格(公定価格がないときは、時価)を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。
- 一 対外支拂手段
- 二 貴金属
- 三 外貨債権
- 四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

- 一 内国支拂手段
- 二 本邦通貨をもつて表示される債権
- 三 本邦通貨をもつて表示される証券

(集中の特例)

第二十四條 前三條に基く政令においては、外国為替銀行、両替商等に對するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第二十六條 政令で定めるところを除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外国へ向けた支拂
- 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
- 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領
- 四 非居住者との勘定の貸記又は借記

前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

- 一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支拂するための本邦通貨による支拂
- 二 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。

居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二節 債権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分當事者となつてはならない。

- 一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権
- 二 居住者間の外貨債権
- 三 居住者と非居住者間の債権

第三節 証券

(本邦内にある証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外国にある証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得し

た証券に限り、適用があるものとす。

(証券の保管)

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の當事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

(証券の発行又は募集)

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者たる非居住者たることを問はず、本邦通貨で支拂われ、証券を外国で発行又は募集すること。

二 居住者が外国で証券を発行又は募集すること。

三 非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。

(証券の応募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が外貨証券に応募すること。

二 非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六條 大蔵省令で定めるところ

を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大蔵省令で定めるところを除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定めるところを除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定めるところを除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 政令で定めるところを除いては、非居住者は本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとす。

第五節 その他

第四十二條 政令で定めるところを除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引

を伴う債務に関する契約をしてはならない。

第四十三條 政令で定めるところを除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支拂を受け、非居住者に債務を提供してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に對して相当の対価の支拂を受けることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出)

第四十五條 政令で定めるところを除いては、何人も、支拂手段、貴金屬、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六條 前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第六章 外国貿易

(輸出の原則)

第四十七條 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の承認)

第四十八條 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 前項の政令による制限は、國際收支の均衡の維持並びに外國貿易及び國民經濟の健全な發展に必要な範囲をこえてはならない。

(支拂方法の証明)

第四十九條 通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

(輸出取引の公正)

第五十條 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向國における不正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

第五十一條 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二條 外國為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十三條 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

(税關長に対する指揮監督等)

第五十四條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に屬する貨物の輸出又は輸入に關し、税關長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く制限の一部を税關長に委任することができる。

(担保の提供)

第五十五條 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を國庫に帰属させることができる。

第七章 不服の申立及び訴訟

(不服の申立)

第五十六條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができる。

(聴聞)

第五十七條 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)
第五十八條 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その字を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

(手続規定)
第五十九條 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続については必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)
第六十條 この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に訴えることができる。

第六十一條 この法律の規定による裁判所の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 訴を提起した者は、訴状の写を、当該政府機関及び当該聴聞に參與した利害関係人に送付するものとする。

第六十二條 当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日(裁判所が期間の延長を認めたとときは、その期間)以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。

その記録は、訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡略にすることができる。

第六十三條 審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四條 裁判所は、当該政府機関の決定を否認し、若しくは更に聴聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の實質的権利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

一 憲法の條項に違反していること。
二 政府機関の法令による権限をこえて行つたとき。
三 手続に違法があるとき。
四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。
五 適法且つ實質的な証拠がないとき。

六 裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第八章 雜則
第六十五條 この法律のいかなる條

項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行為)
第六十六條 この法律又はこの法律に基き命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

(報告義務)
第六十七條 この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受けずる取引を行う者又は関係人が報告を要することができる。

(立入検査)
第六十八條 主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替銀行又は両替商の営業所又は事務所その他の営業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証

票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)
第六十九條 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行又は外国為替銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とするることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則
第七十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

三 第八條の規定に違反した者
四 第十條第一項の規定による認可を受けないで外国為替業務を営んだ者
五 第十三條(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限に違反した者
六 第十四條第一項の規定による認可を受けないで両替業務を営んだ者(外国為替銀行を除く。)
七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者
八 第二十七條第一項の規定に違反した者
九 第二十八條の規定に違反した者
十 第二十九條の規定に違反した者
十一 第三十條の規定に違反した者
十二 第三十一條第一項の規定に違反した者
十三 第三十二條第一項の規定に違反した者
十四 第三十六條の規定に違反した者
十五 第三十七條の規定に違反した者
十六 第三十八條の規定に違反した者
十七 第三十九條の規定に違反した者
十八 第四十條の規定に違反した者
十九 第四十五條の規定に違反した者
二十 第五十一條の規定に違反した者

一 外国為替の直物取引における売相場又は買相場を定めぬい場合に於いて、第七條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引をした者
二 第七條第六項の規定に違反した者

二十一 第五十三條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

二十二 第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第三項又は第十四條第二項において適用する第十條第三項の規定による許可を受けないうて、外国為替業務若しくは兩替業務を営む營業所を新設し、

二 第十條第三項又は第十四條第二項において適用する第十條第三項の規定による許可を受けないうて、外国為替業務若しくは兩替業務を営む營業所若しくは兩替業務を営む營業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務若しくは兩替業務の内容を変更した者

三 第三十四條の規定に違反した者

四 第三十五條の規定に違反した者

五 第四十二條の規定に違反した者

六 第四十三條の規定に違反した者

七 第四十四條の規定に基く政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者

一 第十條第四項又は第十四條第二項において適用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は兩替業務を廃止した者

二 第十一條の規定による承認を受けないうて、同條に規定する取極を納んだ者

三 第十二條又は第十四條第二項において適用する第十二條の規定に違反した者

四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第四十九條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第六十七條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。

2 左に掲げる法令は、廃止する。
外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）
金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）
（昭和二十年勅令第五百七十八号）

外国為替管理法の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）
貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）
財貨及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第三百九十九号）
外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4 第二項に掲げる法令の廃止に關し必要な事項については、政令で定める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

外国為替管理委員会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

参議院會議録第二十二号 外国為替及び外国貿易管理法外一件

外国為替管理委員会設置法案
（この法律の目的）
第一條 この法律は、外国為替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）
第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、外国為替管理委員会（以下委員会といふ。）を設置する。

第三條 委員会は、国民経済の進歩とその健全な発展を助長するため、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替特別会計を運営すること。

二 外国為替予算について、その定められた限度及び条件が守られるようにすること。

三 関係行政機関の用に供するため、外国為替及び外国貿易に關する取引について完全な記録を保持すること。

四 外国為替取引の数量及び内容並びに国民経済の復興に及ぼす効果に關する報告を、定期的（少くとも毎四半期）に、内閣總理大臣に提出すること。

五 外国為替に關する政策について、内閣總理大臣及び関係行政機関に勧告すること。

（権限）
第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、（法律これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 職員の任免及び賞罰を行い、その職務員の人事を管理すること。

四 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

五 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

六 委員会の公印を制定すること。

七 所掌事務に關し、報告を徴すること。

八 外国為替取引の手續を定め、及びその所掌に屬する事項について外国貿易取引の手續に關し同意を與へること。

九 外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に關する手續を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。

十 外国為替予算に定められた制限及び條件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に關して、外国為替銀行を監督すること。

十一 對外取引の決裁條件を定め
ること。

十二 前各号に掲げるものの外、
法律（これに基く命令を含む。）
に基き委員会に属させられた権
限。

（組織並びに委員長及び委員の任
命）

第五條 委員会は、委員長及び委員
四人をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、外國為替及
び外國貿易に關し優れた経験と識
見を有する者のうちから、兩議院
の同意を得て、内閣總理大臣が命
ずる。

3 委員長又は委員の任期が満了
し、又は欠員を生じた場合におい
て、国会の閉会又は衆議院の解散
のために兩議院の同意を得ること
ができないときは、内閣總理大臣
は、前項の規定にかかわらず、外
國為替及び外國貿易に關し優れた
経験と識見を有する者のうちか
ら、委員長又は委員を任命するこ
とができる。

4 前項の場合においては、任命後
最初の国会で兩議院の事後の承認
を得なければならぬ。この場合
において、兩議院の事後の承認を
得られないときは、内閣總理大臣
は、その委員長又は委員を罷免し
なければならぬ。

（委員長及び委員の任期）

第六條 委員長及び委員の任期は、
三年とする。但し、補欠の委員長
又は委員の任期は、前任者の残任
期間とする。

2 委員長及び委員は、再任される
ことができる。

（委員長及び委員の身分保障）

第七條 委員長及び委員は、左の各
号の一に該当する場合を除いて
は、在任中、その意に反して罷免
されることがない。

一 禁治産、准禁治産又は破産の
宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑
に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたと
き。

四 心身の故障のため職務の遂行
に堪えないと内閣總理大臣が認
めたとき。

五 職務上の義務に違反し、その
他委員長又は委員に適しない非
行があると内閣總理大臣が認め
たとき。

2 前項各号の一に該当する場合に
は、内閣總理大臣は、その委員長
又は委員を罷免しなければならぬ
い。

（委員長）

第八條 委員長は、委員会の会務を
總理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のう
ちから、委員長が故障のある場合
に委員長を代理する者を定めてお
かなければならぬ。

（議事）

第九條 委員会の議事は、出席者の
過半数をもつて決する。可否同数
のときは、委員長の決するところ
による。

第十條 委員長及び委員の給與は、
別に法律で定める。

（委員長及び委員の特定行為の禁
止）

第十一條 委員長及び委員は、在任
中、左の各号の一に該当する行為
をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の
議員その他公選による公職の候
補者となり、又は積極的に政治
活動をすること。

二 内閣總理大臣の許可のある場
合を除く外、報酬のある他の職
務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の
利益を目的とする業務を行うこ
と。

（規則の制定）

第十二條 委員会は、その所掌に属
する事務について、法律若しくは
政令を実施するため、又は法律若
しくは政令の特別の委任に基い
て、外國為替管理委員会規則を制
定することができる。

（事務局）

第十三條 委員会の事務局は、委員
会の事務を處理する。

（管理部）

第十四條 事務局に管理部を置く。

2 管理部においては、事務局の所
掌事務のうち、外國為替特別会計
の運営に關する事務をつかさど
る。

（関西事務所）

第十五條 事務局に関西事務所を置
く。

2 関西事務所は、大阪市に置く。
3 関西事務所は、事務局の所掌事
務について、関西地方における所
要の連絡事務をつかさどる。

4 関西事務所の内部組織は、外國
為替管理委員会規則で定める。

（法律顧問）

第十六條 委員会に法律顧問を置
く。

2 法律顧問は、委員会の所掌に属
する事項に關する法律問題を處理
する。

3 法律顧問は、非常勤とし、その
給與その他必要な事項は、政令で
定める。

（事務所の位置）

第十七條 委員会は、その事務所を
日本銀行の本店又は支店に置く。
（日本銀行による事務の取扱）

第十八條 委員会は、日本銀行をし
て、委員会の指示するところに従
い、その事務の一部を取り扱わせ
ることができる。

2 前項の場合において、当該事務
の取扱に要する経費は、日本銀行
の負担とすることができる。

（秘密を守る義務）

第十九條 委員長、委員、前條第一
項の規定により事務を取り扱う日
本銀行の職員及びこれらの職にあ
つた者は、その職務の執行に關し
知り得た秘密を他に漏らし、又は
窃用してはならない。

（事務局の職員）

第二十條 事務局に置かれる職員の
任免、昇任、懲戒その他人事管理
に關する事項については、国家公
務員法（昭和二十二年法律第二十
二号）の定めるところによる。

2 事務局に置かれる職員のうち会
計及び統計に關する専門家は、事
務局局長として、非常勤の職員と
することができる。

（定員）

第二十一條 事務局に置かれる職員
の定員は、別に法律で定める。

（罰則）

第二十二條 第十九條の規定に違反
して秘密を漏らし、又は窃用した
者は、一年以下の懲役又は五万円
以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 外國為替管理委員会令（昭和二
十四年政令第五十三号）及び外國
為替管理委員会の委員の任期満了
等の場合の措置に關する政令（昭
和二十四年政令第三百三十三号）
は、廃止する。

3 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、旧外
國為替管理委員会令は、なおその
効力を有する。

4 旧外國為替管理委員会令に基く
機關及び職員は、第二項の規定に
かわらず、この法律に基く相當
の機關及び職員となり、同一性を
もつて存続する。この場合におい
て、この法律施行の際現に委員長
又は委員である者の任期は、第六
條第一項の規定にかかわらず、旧
外國為替管理委員会令の規定によ
り残存する任期とする。

5 總理府設置法（昭和二十四年法
律第二百七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十八條の外國為替管理委員会
の項中「外國為替管理委員会令（昭
和二十四年政令第五十三号）」を

「外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第 号)」に改め

る。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕
○佐々木良作君 只今議題となりまし

た外国為替及び外国貿易管理法、並びに外国為替管理委員会設置法案の委員会における審議の経過と結果とを御報告いたします。

先ず外国為替及び外国貿易管理法は、従来各部門に分れておりました對外取引関係の諸法規を整理統合して一つの基本法を作り、輸出貿易を原則として自由とし、又輸入を民間貿易に切

換えるなど、貿易の伸長を図ると共に、国際慣行に合致した外国為替管理制度を確立することを提案理由としたものであります。

その内容は、第一章におきまして、内閣に閣僚審議会を設置し、外国為替予算を作成し、外貨資金の使用はこの予算に基いて許されるものとし、すべての對外取引は大蔵大臣の指定する基準為替相場及び通貨によるものとしておること、第二章におきまして、外国為替業務を営もうとする銀行は大蔵大臣の認可を受けることとし、又為替銀行が外国にある銀行その他金融機関と業務上の契約をするには、外国為替管理委員会の承認を受けなければならぬことを定め、更に輸出為替等の集中を行なつたり又外貨の流出又はその原因となる行為を厳格に禁止して、広く完全な管理の網を張つていたのであります。三番目に輸出につきましては特定の場合のみ通産大臣の承認を要し、ダンピングなどの譲りを受けないため仕向国の法令に考慮を拂うことを要

求し、緊急な場合一ヶ月以内の期間を限つて船積み差止め得ることになつております。次に輸入に關しては、外国為替予算の範囲内で最も有利な且つ有効な輸入を図るとし、建前でありまして、又輸入しようとする者に対し担保の提供義務を課することができるとになつております。以下内容説明は省略いたしますが、要するに為替と貿易の基本法でありまして、今後の我が国経済の基礎に極めて重要な影響を與える法案であります。従いまして会期切迫の際ではありましたが、本委員会といたしましては、大蔵、通産の各委員会と前後四回の連合委員会を開き、又参考人の意見をも聴取いたしました。審議に可能な最善を盡した次第であります。併しながら時間の制約から或いは審議に不十分な点があつたかも知れないという点を附け加えて置きます。

質疑におきましては各委員から熱心な質疑が続々と出たわけでありまして、その主なるものを整理して申し上げます。第一に外国為替予算は閣僚審議会で作成されるのであるが、その作成の方法はどうか。又物資供給計画との関係、国内経済の復興計画とどうしてどういう予算が作成できるのかという点、更に現在の外国為替予算の内容を先ず明らかにここに出して呉れというような要求及び質問がありました。それから第二番目には、貿易統制の枠を外して、輸出を増大するために輸入を増加することとなるため、不急不要の品物も輸入されることになつて、そのために国内産業の保護上相当な対策が必要であると思つて、在庫

ども、この対策はどうなつておるのであろうかという点、それから第三番目に、資金的にも組織的にも、更に国内的に有利な立場にある外国銀行、それから外人商社と、日本側の銀行商社が果して対等な立場において競争ができるかどうか。或いは又銀行と特別の関係がある商社が有利な地位に立つのではなからうかという点、更にダンピング防止の規定に關して認定されるのか。誰が決定するのかという点、それから第四番目には、我が国は国際通貨基金協定に入るのか。又伝えられるようなアジア・マーシャル・プランというふうなものについて政府はどういうふうな考へておるかという点、それから更に、それと関連しながら、本法の規定及び輸出許可制度ということが大陸貿易の促進を阻害するかどうかという結果になるのではなからうかという点、又輸入に際して相当な保証金或いは担保等が要求されておるのであるが、これに對する政府の具体的な措置はどうなつておるかという点、大體答弁の中にあつたかと思ひます。

討論におきましては、和田委員から、この法案は次のような五點、即ち日本経済復興に關する基本構想がこれに伴つていないこと、二番目に、運用面において各官庁間の調和統制が非常に欠けておるといふ点、三番目に、閣僚審議会に民間意見が反映されないこと、四番目には、裏付けとなる金融対策がないこと、五番目には、中小企業に非常に大きな打撃を與える結果に

なること等、この五つぐらゐな理由を中心として反対意見の開陳がありました。特にこの際におきましては、もつとゆつくりと時間があるならば、こゝろ規定を補つ修正をすることを考えたと思つたのであるが、そういう時間がないので、さういふ以上のような理由で反対する、さういふことを述べられました。更に藤井、安藤、西川等の各委員から、本法は従来の管理貿易から自主貿易へ転換して、国際経済への参加体制を促進するものであるから賛成であるが、ただ法案の内容からして、その運用が非常に重要であるから、特に委任性が強い点等を考へ合せて、その点を十分留意して運用に當つて貰いたいという希望を付けて賛成の討論がありました。採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に外国為替管理委員会設置法案について御説明申し上げます。

現在の外国為替管理委員会は、いわゆるボツダム政令であるところの外国為替管理委員会令を以て設置されたものであります。只今申上げました外国為替及び外国貿易管理法の制定に伴つて所要の改正をする必要が生じたというのが政府の提案理由であります。

この法案の大体の要点を申し上げます。全部で二十二ヶ條と附則から成つておりますが、その体裁は既存の各省設置法に倣つており、その内容は大体現行の政令とほぼ同様であります。特に注目すべき点は次のような諸点であります。第一に、三條、四條において、所掌事務及び権限を従来よりも具体的

な質疑が続々と出たわけでありまして、その主なるものを整理して申し上げます。第一に外国為替予算は閣僚審議会で作成されるのであるが、その作成の方法はどうか。又物資供給計画との関係、国内経済の復興計画とどうしてどういう予算が作成できるのかという点、更に現在の外国為替予算の内容を先ず明らかにここに出して呉れというような要求及び質問がありました。それから第二番目には、貿易統制の枠を外して、輸出を増大するために輸入を増加することとなるため、不急不要の品物も輸入されることになつて、そのために国内産業の保護上相当な対策が必要であると思つて、在庫

ごこれらの質問に對しましておの／＼その度ごとに政府からの答弁があつたわけでありまして、断片的にその答弁の要旨を申し上げて見ますと、外国為替予算は国内の必要な商品の輸入及び輸出計画を作成するものであつて、在庫

且つ明瞭にして、同委員会が外国為替特別会計の運営を主とし、外国為替予算がその限度及び條件に従つて運用されるようにし、又外国為替及び外国貿易に關して、記録の保持、報告及び報告をすることを任務とし、このために同委員会に、外国為替取引の手續、外貨資金集中の手續、それから対外取引の條件等を定め、外貨資金の取得及び使用に關して外国為替銀行を監督する等の権限を與える規定を加えておること。それから二番目には、五條におきまして委員の数を一人加えて四人とし、この委員の長及び委員の任命が国会の同意を要するといふことは従前通りであります。三番目は、十二條におきまして外国為替管理委員会規則を改定し、事務所に管理課及び関西事務所を設けて、それら、外国為替特別会計の運営及び貿易の中心地たる関西地方との連絡事務を掌らせることが定められてあります。尚、現行政令における立入検査の規定は外国為替及び外国貿易管理法に譲りまして、本法案からは削除してあります。

法案の内容は大体以上のようなものであります。本法案の審議は本来ならば内閣委員会で行わなければならないものであります。本法案が外国為替及び外国貿易管理法と密接な關係にあり、且つ会期も切迫しているからというわけで、経済安定委員会に付託されたのであります。従いましてこの事情を考慮しまして、内閣委員会とも連合委員会を開いて審議を行なつたのであります。

この法案に關しての連合委員会及び

本委員会におきまする主な質疑は、第一点、本法の施行によつて定員法改正の必要はないかどうか、それから第二点としては、貿易統計について大蔵省、通商産業省と外国為替管理委員会の事務が重複しないかどうかといふこと、三番目には、委員会で作成する報告や調査をどういふふうにして民間に利用させるかといふこと等でありました。これらに對しましてそれぞれ一番目の問題については、通常国会に定員法改正を提案して事務の増加に對処するといふこと、二番目の問題につきましては、同委員会では為替資金面からの貿易統計を作成するから他省と重複しない、三番目の問題につきましては、弘報係を設けて各種の資料を民間の利用に供するといふこと、こういふような答弁があつた次第であります。

討論におきましては、藤井委員から、委員の人数及び委員の選任を適切にせられたらという希望意見を付して賛成、それから和田委員から外国為替及び外国貿易管理法と同様な理由で反対という意見が述べられて、採決に入りましたが、採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上でこの二つの法案の委員会における審議の経過と結果を御報告した次第であります。特に附加して置きたいと思ひますのは、質疑答客特に政府答弁につきましては、時間の關係もあり、又ここに簡単にまとめて御報告しますと却つて誤解を招くような状態があるのではないかといふことも考えまして、ほんのアウト・ライヴだけを御報告した次第であります。むしろこの詳細は具体的に一つ速記録

から生のままでも御承知を願ひたいと特にお願ひしまして、御報告を終る次第であります(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 両案に對し討論の通告がござります。順次発言を許します。兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

○兼岩傳一君 私は以下の五点によつて本法案に反対するものであります。

先づ第一は、この法案の狙いは貿易、為替の操作を通じて、我が国経済の指導権を、外国の銀行、外国の商社に結び付けて行くところの法律案であるといふことでありました。例へば輸出には莫大な資金を要しますが、小麦一万トンの輸入にいたしても三十五億円を要し、而もこれには五〇％の輸入保証金を必要といたします。このような莫大な金額が調達できません。恐らく外国の銀行、外国の商社、或いはこれに結び付けておきますところの国内の極く少数の独占的な大資本家以外には、非常に困難であります。従つて、我が国の経済は徐々に彼らの手によつて支配され、これに結び付きのない国内の資本家、諸企業は漸次に犠牲になつて行くことであると思ひます。

第二の理由は、吉田総理が自立経済の確立といふことを言葉では申しておられますが、その言葉を裏付ける本當の計画を持つていないといふことであり、政府は、この法律によりまして、日本の国内経済を国際経済に結び付け、他方この協定貿易という形で輸入の義務付けを行なつて行くのであります。そして輸出の権利はなくて、輸入の義務付けだけがこれに結び付けて参

るのであります。この結果、外国にとつて過剰な商品であるとか、贅沢品であるとか、不急不要な商品であるとかいふようなものが輸入されて来ることは明らかでございまして、このことは政府委員の驚くべき次の答弁で一層明らかであります。一政府委員は委員会において外国が我が國に對しダンピングすることを希望しておると述べておられます。すでに事実が証明いたしております通り、例へば日本とフランスとの協定貿易によりまして、日本から生糸を輸出いたします。これに對しましてフランスから塩素酸カリ、赤磷などを輸入いたしておりますが、これは盡くこの日本国内の生産品であり、むしろ日本が従来輸出していたものであり、而も国内には滞貨があるところの商品であります。而もこれが国内価格の四倍、五倍という高い値段で輸入され、滞貨が更に激増して行くといふことになるのであります。これは敢てフランスだけの問題ではなく、西独或いは日英協定等におきましても同様の方針が一貫しておるのであります。而もこのような協定貿易を中心とした輸入優先といふこの貿易方針は、いわゆるアジア・マーシャル・プランと呼ばれておきますところの構想として我が國を東南アジアのための單なる加工貿易の基地といふようなものに変更しようとしておられるといふこと、これは先般私が反對討論をいたしました日本製鉄の広畑製鉄所に外資を導入する準備をしようとしておられる、そういうことの中に端的に現われておるのであります。(共産党はいつも外資導入に反対を言ふ)「黙つて聞いて居給え」と

呼ぶ者あり) このようなことは、日本の産業、殊に日本の再建にとつて徹底的に重要な基礎産業を破壊させ、日本の産業を下請的なものにして行くといふことになる。この結果は輸出品は非常に飢饉輸出という形で強化され、いわゆる企業の合理化、資本家的企業の合理化が促進され、首切り、労働強化、低賃金といふようなものが労働人民に押付けられることになるのであります。

第三の理由は、この法律案は輸出の自由といふようなことを言つており、又法律の面だけを見ると、そういうふうに見えるのであります。併しなから特定の商品、どういふ支拂方法というようなことになると、通産大臣の許可制といふことになつておつて、協定貿易が優先的に取扱われ、我が国経済の特定國への依存といふことがいよいよ強化されて来るのであります。その結果は、全國民が懸望し、我々も大きなそれに期待をかけておられますところの中日貿易とか、或いは日ソ貿易とか、そういういたようなものが、事実上これが抑えられて行く、非常に困難になつて行くといふことに現われて来るのであります。稻垣通産大臣は、委員会の席上におきまして、我が國の板野議員の質問に答えて、中国向の輸出は結構だけれども、戦略的な物資は出せないといふことを明言せられておられます。戦略的物資、鉄製品にたいしては、機械類にたいしては、電氣器具類或いは石油類にたいしては、これもこれは戦略物資であるといふ商品、それが戦略物資であるといふことを言うことは、いと容易なことであり

ます。(一)間違えるなど「呼ぶ者あり」従つてそういう職務物資であるという言葉、そういう言葉によつて中日貿易の他の阻害されて行くこと、これが反対の第三点であります。(二)何を言つてゐるか分らん「静かに聞け」と呼ぶ者あり)

第四点は、我が国経済に決定的に重要でありますところの為替予算が、一般予算と切離されて閣僚審議会というところで決定されまして、国会の審議にはかけられない、そして外国為替管理委員会でも思うように運営されて行くことである、(三)しつかり認め「誰に書いて貰つた」と呼ぶ者あり)それのみではない。実際の輸出入に当りましては、多くを政令に譲つておられます。(四)書いた通り「誰か」と呼ぶ者あり)このことは一部の独占的な大資本家及び特権官僚が指導権を握つて、日本経済を自由に自分の思うままに持つて行くことにならざるを得ないのであります。(五)共産党と民自党は「さういふ」と呼ぶ者あり)

第五に、最後に、この法律案は全国民の熱望いたしますところの全面講和の妨げになるということではありません。(六)その通り「呼ぶ者あり」我々は全面講和による共存共栄の自主的な貿易を前提とし、これを基礎にして我が国の平和産業を無限に発達させて行くこととするところの意思と政策を持つてゐるのであります。(拍手)「誰が持つてゐるのだ」と呼ぶ者あり)これによつて我々は国内市場を豊かに育て、育成し、そして自主的に日本を再建しようとするところを考へてゐるのであります。併しながらこの法律はこれを妨害し

て、「大したものだ」と呼ぶ者あり)我々の最も熱望しない單獨講和、そして自由、独立、平和の道を閉ざし、我が国の独立を危うくする(「おかしなね」と呼ぶ者あり)という、それに導く以外のもではないということ、日本共産党は以上の五點によつて、この法律案に反対するものであります。(拍手)「勉強し給へ」と呼ぶ者あり)

○藤井丙午君登壇、拍手
○藤井丙午君 藤井丙午君

○藤井丙午君 私は只今上程されました法律案に賛成するものであります。以下簡単に理由を申述べます。申上げるまでもなく、ドッジ・プリンシパルの構想は、均衡予算の確立、復金融資の禁止等による放漫な産業融資の引締め等によりまして、インフレーションの急速なる収束を図ると共に、物価、賃金の安定、或いは産業合理化等によりまして、国民経済力を専ら輸出貿易に集中いたしまして、ここに自立経済の血路を開かんという構想であつたのであります。併しながらインフレーションの収束は概ねその目的を達成いたしましたけれども、肝腎の輸出貿易は、アメリカにおける一般の景気の後退、或いは又国際ドル不足に基づく需要の減退乃至は最近におけるポンドの切下げ等によりまして、これらの外側の悪条件の累加によつてその進路を阻まれておると同時に、又国内的には、金融の過度の硬直等による有効需要の減退、或いは産業合理化の滞滞等によりまして、我が国民経済は窮迫の一途を辿りつつある現状でありまして、経済的自立はおろか、正に経済危機の極相を呈さんとしてゐるのであります。(二)その通

り「呼ぶ者あり」この重大危機に、転換期に際しまして、先般フリール・ミツシヨンの勧告並びにローガン構想によりまして、終戦後今日まで高度の管理下に置かれておりました我が国輸出貿易が全面的に改正されまして、先程佐々木委員長から御報告のありましたごとく、輸出につきましては明年一月一日から自由貿易となり、又輸入につきましては明年一月一日から、ガリオア或いはイロア・フランド等による援助物資は別といたしまして、物資の輸入を民間貿易に移行されるということになつたのであります。従来厳格な統制管理の下に、殆んど民間業者の創意或いは自主的活動を制約されておりました我が国貿易が、いずれも自主的な活動に移行せんとし、待望の国際経済への参加の体制を確立し得る段階に立ち至りましたことは、誠に諸君と共に喜びに堪へぬ次第であります。(拍手)「そうだ」「気に入つた」と呼ぶ者あり)本法案はこれらの客観情勢の好転に即して、従来各部門に分れておりましたところの対外取引に関する諸法規を整備統合いたしまして、一つの基本法を作りまして、貿易の飛躍的な伸張を図ると共に、国際慣行に合致した国際為替制度を確立いたしました。これを中外に、つまり日本の為替管理方式を中外に宣明せんとするものであります。(三)総動員法の戦後版だ「やがましい」と呼ぶ者あり)本案は特殊事情から先程委員長の報告のごとく極めて短日に作成されました関係から、その内容は必ずしも十全を期していません。今申した通り、本法案は、占

領治下の現下の情勢におきましては誠に画期的な長所を持つておるのであります。併しながらその運用如何によりましては、我が国産業構造にも重大な変革をもたらすことが結果を招来する虞れなしとしないのであります。(四)短所は「どこだ」と呼ぶ者あり)な

ぜならローガン構想は輸入先行主義、即ち先ず輸出するために相手国から輸入する、それによつて貿易量を拡大して行くこと、それによつて我が国民経済を復興せんとするのでありますけれども、これはすでに西ドイツにおきましては、僅かに二ヶ年の間に貿易量が七倍という飛躍的驚異的な成果を収めたということは皆御承知の通りであります。併しながら御承知のごとく、我が国民経済は、その復興度において、その産業合理化の程度において、又その技術水準等におきまして、欧米諸国より立ち遅れていること、これは皆御承知の通りであります。又産業合理化も意のごとく進んでおりません。かような状況でありますので、今後内閣における閣僚審議会等におきまして物資の輸入計画乃至は為替予算等を編成されるに当りまして、十分我が国経済の現状及び将来に対して的確な見通しの下に、我が国民経済を脱却に陥らねばならぬ点に、十全を期さなければならぬ点に、勿論であります。又同時にこの為替予算等の作成につきましては、無論その年度においては、生産計画或いは物資の需給計画、或いは又外貨資金等を考慮して作成されるのでありますけれども、これは今申しましたように、日本

も、本法案は第二條におきまして、今後情勢の推移により統制的な規定を逐次緩和、廃止することを明記してゐるのであります。今後貿易市場の進展或いは運営経過等によりまして漸次これに改正を加えられることになつておるのであります。ところで本法の長所といたしましては、先程藤井君の反対意見と私は全く別の角度からこれを申上げるのであります。本法の長所は、先ず第一に外国為替管理について、従来は国際慣行に従い、特に重要な事項等につきましては国際通貨基金協定に準拠して日本の為替管理制度が国際的な信用をかち得る条件を備えておることである。

第二は、本法案はいわゆる属地主義をとつておるのであります。外国商社と雖も日本において営業する限りにおいては、日本の業者と全く同一に法の適用を受けることになつておるのであります。我々の憂慮しておりましたところのいわゆる外商、外国商人の経済的治外法権的な条件がすべて排除せられておるのであります。(四)「そうである」といふことは委員会でも明らか「や」と呼ぶ者あり)即ち本法の第四章におきましては、外国人と雖も、我が国内における外貨或いは貴金属等を、大蔵大臣の定める価格で、外国為替特別会計或いは日本銀行、外国為替銀行等に売却する義務を負わせておるのであります。又第五章に外貨資金の集中的活用を図るために外国に対する支拂の制限

或いは禁止等の規定を設けまして、外貨の国外流出を防止する等、管理の網を張りめぐらしておるのであります。

以上申しました通り、本法案は、占

の産業構造にも運用の如何によつては
 変革を及ぼすような重要な仕事であり
 ますので、(それが重要だ)「お静かに
 願います」と呼ぶ者あり(まあ聞きな
 さい。特にその年度計画のみならず、相
 当長期に亘る我が国経済の復興計画等
 も、その背景として、その基礎とし
 て、十分考えなければならぬのであ
 ります。(その通りだ)と呼ぶ者あり
 この点につきましては、先般吉田総理
 大臣は、経済復興五ヶ年計画等を一府
 見合せると言われましたけれども、政
 府におかれても、五ヶ年はともかくと
 しても、少くとも二年、三年、相当長
 期に亘る経済計画がこの裏付けになら
 なければならぬと思つてあります
 す。又本法案は、先程委員長の報告に
 ありましたように、相当政令に委任さ
 れている点が多いのであります。特
 にこれは今後の運用に慎重を要する点
 であります。或る意味におきまして
 は、この委任立法的な性格は、非常に
 法の弾力性があり、機動性があるとい
 う見方もできるのであります。各官
 庁のセクシヨナリズムに禍いされま
 して、或いは手続の煩瑣等によりまし
 て、民間業者の創意或いは自主的活動
 を制約する虞れなしとは言えないので
 あります。この点におきましては運用
 に留意されると同時に、官僚諸君もこ
 の貿易の自主体制の確立を契機として
 従来の頭の根本的切替を私は要請す
 るのであります。又先程申しましたよ
 うに、輸出増強の前提となるものは国
 内産業の確立であり、特に国内産業の
 合理化、高能率化であるのでありま
 す。これに對しましては今国会におい

てもしばしば各委員から論及されまし
 たけれども、産業合理化は單なる首切
 りでは駄目であり、飽くまでも産
 業設備の改善、或いは又技術水準の国
 際水準への引上げ等によつて、真に高
 能率の体制を確立しなければならぬ
 のであります。この意味におきまして
 は、設備資金等の長期資金につきま
 しても、金融につきましても、今後政府
 は特段の努力を要するのであります。
 又貿易金融にいたしましては、外国商
 社は御承知のように豊富なる資金を持
 ち、且つ極めて低廉なる金融力を持
 つておるのであります。これに對処す
 る我が国貿易体制の特に金融的な裏付
 けが十分なされない限りは、この外国
 資本に圧倒される虞れなしと言えない
 のであります。これらの点につきまし
 ては、政府は今後特に貿易金融等につ
 きましては特段の配慮をさるべきであ
 ります。又折角国際貿易参加体制が法
 的に確立いたしましたも、貿易の実施
 に當りましては、先般來論及されまし
 たような輸出のCIF、或いは輸入の
 FOB制度、或いは海外航路の日本船
 の就航、或いは又通商官の派遣、日本
 商社の海外進出等につきまして、特に
 關係方面とも重ねて再三一つ御交渉を
 頂きまして、これらの(養成の理由は
 何だね)君は相当頭がいいが分らない
 よ「謹言々々」と呼ぶ者あり、(笑)諸
 制度が一日も早く実現されるというこ
 とを私は希望いたしました。私は本案
 に賛成するものであります。(拍手)
 「分らないのは共産党だけだ」困つた
 ねえ、分らないというのは「君らは頭が
 悪いよ、少し勉強し給え」日本の中小
 企業者が泣いてしまふ」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 川上嘉君。

〔川上嘉君登壇、拍手〕

○川上嘉君 只今上程されております
 外国為替及び外国貿易管理法案に對し
 まして、次の八つの理由によりまして
 私は反対いたします。(よし)「頭張れ」
 と呼ぶ者あり

前議員は随分長々と威勢よくしゃべ
 つたのであります。私は反対理由
 を個條書に極めて簡明に申上げること
 にいたします。先ず反対理由の第一点
 は、本法案は国民経済の復興と発展に
 寄與すると言つておるが、現経済事情
 の下におきましては、無條件に貿易統
 制の枠を外し、輸出を増進するために
 輸入を拡大することは、不要不急品、
 贅沢品等の流入を自由にし、国内産業
 を破壊し、中小企業の倒産、失業の増
 大、恐慌激化を来たす虞れがあるので
 あります。本法と同時に考慮さるべき
 国内産業保護政策、関税政策は何ら考
 慮されていらないのであります。(その
 通り)と呼ぶ者あり(理由の第二点は、
 外国為替予算作成の裏付けとなるべき
 経済復興計画は何ら存在していない。
 予算を立てようがなく、全く無計画で
 あるのであります。(そこ)と呼
 ぶ者あり)第三点は、外国為替予算作
 成に當る關係審議会の構成は非民主的
 の最たるものであります。國民の世
 論の反映が全くないのであります。
 (世論を恐れておる)と呼ぶ者あり(理
 由の第四点は、豊富低廉な資金、組織
 等を有する外国銀行、外国商社に對し
 まして、日本側銀行、商社は平等の立
 場で競争することができず、圧倒され
 ることになるのであります。理由の第
 五点は、輸出ダンピングに對する外国

の非難は激烈を極める虞れが十分にあ
 ると思われま。更に理由の第六点
 は、輸入に際しまして、巨額の保証金
 や担保等を要することになつておりま
 す。業者にはその資力がなないことは
 明らかであるにも拘わらず、有効な金
 融措置が考慮されていないことは誠に
 遺憾であります。理由の第七点、重要
 部分の具体的措置は盡く政令に任せら
 れておる広汎な委任立法でありまして、
 極めて非民主的であるのみならず、十
 二月一日突進を目標として僅々数日間
 に国会通過を強行したことは、甚だ遺
 憾とするところであります。最後に第
 八点であります。要するに本法案
 は、日本経済の防壁を撤去し、全く無
 防備のまま世界恐慌にさらし、現在の
 安定恐慌をますます激化し、貿易経済
 の自主性を全く喪失し、重大な経済危
 機を惹起する虞れがあると信じられる
 のであります。

以上の八点から本案に反対するもの
 であります。以上。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の
 通告者の発言は全部終了いたしましたし
 た。討論は終局したものと認めま。こ
 れより両案の採決をいたします。両
 案全部の問題に供します。両案に賛成
 の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま
 す。よつて両案は可決せられました。
 (拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、外国
 為替特別会計法案(内閣提出、衆議院
 送付)を議題といたします。先ず委員

長の報告を求めます。大蔵委員長松内
 辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号
 附録に掲載〕

外国為替特別会計法案
 右の内閣提出案は本院においてこれ
 を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
 する。

昭和二十四年十一月二十七日

衆議院議長 幣原喜重郎
 参議院議長 佐藤尚武

外国為替特別会計法案
 外国為替特別会計法

(設置)

第一條 外国為替等(外国為替、外
 国通貨及びこれに準ずるもの、金
 銀地金並びに外国通貨をもつて表
 示する証券(財産権を証する証券
 及び帳簿を含む。)及び債権をい
 う。以下同じ。)の売買及びこれ
 に伴う取引に關する政府の經理を
 明確にするため、特別会計を設置
 し、一般会計と区分して經理す
 る。

(管理及び運営)

第二條 この会計は、外国為替管理
 委員会を所轄する内閣總理大臣
 が、法令の定めるところに従い、
 管理する。

2 内閣總理大臣は、外国為替管理
 委員会をしてこの会計の運営を行
 わしめる。

第三條 外国為替管理委員会は、外
 國為替等の売買及びこれに伴う取
 引上必要があると認めるときは、
 この会計に屬する外国為替等を外
 國為替銀行(外國為替銀行の臨時

長)の報告を求めます。大蔵委員長松内
 辰郎君。

措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）に規定する外国為替銀行をいう。）及び外国にある外国銀行で大蔵大臣の指定するもの（以下「外国為替銀行等」と総称する。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。）、又はこの会計に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。）を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

2 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の預入を受け、若しくは借り入れ（借越の契約に基く場合を含む。）、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担で外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて借り入れることができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

（資本）
第四條 この会計においては、この法律施行の際外国為替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五

條の規定により貿易特別会計から繰り入れる金額及び附則第四項の規定によりこの会計に属するものとされる外国為替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

（歳入及び歳出）
第五條 この会計においては、外国為替等の売却代金、貿易特別会計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による借入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、外国為替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利息、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 第三條第一項の規定による現金の預金及びその拂戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその拂戻金は、この会計の歳入又は歳出とみなして経理するものとする。

3 第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、同特別会計からこの会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。
（歳入歳出予算計算書の作製及び送付）
第六條 内閣総理大臣は、毎会計年

度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
三 当該年度の外国為替等の売買及びこれに伴う取引の計画
（歳入歳出予算の区分）
第七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）
第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第九條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。
（剰余金の繰入）
第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（外国為替等の価格の改定）
第十一條 この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において外国為替相場（外国為替管理法に基く外国為替相場取極に関する命令（昭和十六年大蔵省令第七十九号）第一條の規定により大蔵大臣が指定する外国為替相場をい、金銀地金については物価統制令（昭和二十一年勅令第十八号）に規定する統制額とする。）により改定するものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）
第十二條 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

（余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券）
第十四條 この会計において支拂上

現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（起債、償還等の事務）
第十五條 前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）
第十六條 第十四條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の利息、融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(会計の運営に関する事務の委託)
第十七條 外国為替管理委員会は、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替等の買取及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができ、る。

3 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支について適用する。
(支出未済額の繰越)
第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。
(金銀地金の取得)
第十九條 この会計において取得する金銀地金は、外国為替の取引上必要なものに限る。

(実施規定)
第二十條 この法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定める。
附則
1 この法律は、昭和二十四年十一月一日から施行する。
2 この法律施行の際、外国為替資金に属していた資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。
3 前項の規定によりこの会計に帰属する資産のうち、現金については、この会計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外国為替銀行に對する預金については、拂戻の都度この会計の歳入に組み入れるものとする。
4 連合国最高司令官總司令部の勅令に属する外国為替等に係る権利義務でその経理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところとして取り扱ふ。
5 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中、「米國対日援助物資の取得及び処分並びに外國為替等(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」に對する運用等を、並びに米國対日援助物資の取得及び処分」に改める。
第二條但書を削る。
第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外國為替等に運用する等のため、この会計に外國為替資金を

置く。」を「清算勘定に区分する。」に改める。
第四條第一項中「この勘定において取得した外國為替等」の下に「(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」を加え、「外國為替資金への繰入金」を「外國為替特別会計への繰入金」に改める。
第五條中「(外國為替資金の管理に係るものを除く。)」を削る。
第六條の二及び第十條の二を削る。
第十二條第二項第三号から第五号までを削る。
6 外國為替資金設置の日から同資金廃止の日までの間に係る改正前の貿易特別会計法第十二條第二項第三号から第五号までに規定する書類は、外國為替特別会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に添附するものとする。
7 外國為替資金廃止の際改正前の貿易特別会計法第六條の二第二項の規定により同資金補足のため繰替使用していた同庫余剰金は、第十四條第二項の規定により外國為替特別会計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外國為替特別会計の歳出とする。
8 金、外國通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。

(買上を行う会計)
第六條 第一條及び前條の規定による買上は、外國為替特別会計において行う。
9 外國為替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)に規定する外國為替資金(以下「外國為替資金」という。))を「外國為替特別会計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外國為替資金」を「外國為替特別会計」に改める。
10 外國為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることができる。」に改める。

(櫻内辰郎君發言、拍手)
櫻内辰郎君 只今議題となりました外國為替特別会計法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。
本案は、現在貿易特別会計に設置されている外國為替資金の運用に基く外國為替等の売買及びこれに伴う取引について、その経理を明確にするために、外國為替資金を廃止し、新たに外國為替特別会計を設置せんとするものであります。本案は十一月二十一日より十一月二十九日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、多数を以て源泉通り可決すべきものと決定いたしました。
右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。(笑)先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長高田寛君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年十一月三十日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八條の次に次の一條を加える。
第八條の二 各議院の役員及び特別委員長は、国会閉会中に限り、予算の範囲内で、議會雜費を受ける。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。(笑)先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長高田寛君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年十一月三十日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八條の次に次の一條を加える。
第八條の二 各議院の役員及び特別委員長は、国会閉会中に限り、予算の範囲内で、議會雜費を受ける。

但し、日額二百円を超えてはならぬ。

第十條中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條之二 衆議院議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條の改正規定は昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内拂とみなす。

〔高田寛君登壇、拍手〕

○高田寛君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費(実費)及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、各議院の役員及び特別委員長に對しまして、その職務遂行上必要な雑費を予算の範囲内において支給する途を開き、又現下の経済事情に鑑み、各議院の議員の秘書の給料を十一月分から月額七千円を九千円に増額し、更に衆議院議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員の職務遂行に必要な実費を支給する等の措置を講ずるため、衆議院より提出されたものであります。衆議院

は本日これを可決して本院に送付して参つたものであります。本議院運営委員会におきましては、本法案の提出前からその内容についてしばし協議を重ねて参つたのであります。採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際お諮りして決定いたしましたことがございます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長より、引揚者の実情を調査し、今後の在外同胞引揚促進の審議に資するために、舞鶴市に千田正君、北條秀一君及び淺岡信夫君を十二月一日より三日間の日程を以てそれぞれ派遣したいとの要求がございました。これら三名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

議事の都合により本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次会は明日午後一時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後八時四十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、在外同胞引揚問題に関する調査の中間報告

一、日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案

一、日程第二 日本通運株式会社法を廃止する法律案

一、日程第三 通運事業法案

一、日程第四 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案

一、日程第五 農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、会期延長の件

一、外国為替及び外国貿易管理法

一、外国為替管理委員会設置法案

一、日程第二 外国為替特別会計法案

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、実地調査のため議員派遣の件

出席者は左の通り。

Table with columns for Speaker (議長), Deputy Speaker (副議長), and Members (議員). Lists names like 佐藤 尚武君, 松嶋 喜作君, etc.

鈴木 直人君 竹下 豐次君

高田 寛君 高橋龍太郎君

伊達源一郎君 田中耕太郎君

田村 文吉君 野田 俊作君

波多野林一君 早川 慎一君

藤井 秀一君 藤野 繁雄君

北條 秀一君 松村眞一郎君

三島 通陽君 宮城タマヨ君

村上 義一君 矢野 西雄君

山崎 恒君 山本 勇造君

阿竹實次郎君 安部 定君

飯田精太郎君 伊藤 保平君

奥 むめお君 岡本 愛祐君

岡元 義人君 尾崎 行輝君

小野 哲君 九鬼毅十郎君

楠見 義男君 中山 壽彦君

島村 軍次君 下條 康彦君

宿谷 榮一君 新谷寅三郎君

川村 松助君 小林 英三君

玉置吉之丞君 寺尾 博君

徳川 宗敬君 西田 天香君

玉屋 喜章君 水久保甚作君

今泉 政喜君 松野 喜内君

黒川 武雄君 石川 準吉君

紅露 みつ君 木内キヤウ君

藤井 新一君 深水 六郎君

平岡 市三君 北村 一男君

藤森 貞治君 仲子 隆君

中川 幸平君 左藤 義隆君

西山 龜七君 橋本萬右衛門君

伊東 隆治君 佐々木鹿藏君

境野 清雄君 淺井 一郎君

重宗 雄三君 廣瀬與兵衛君

小串 清一君 山田 佐一君

大隅 憲二君 尾形六郎兵衛君

木樽三四郎君 木内 四郎君

鬼丸 義齋君 櫻内 辰郎君

田中 信隆君 谷口彌三郎君

油井賢太郎君 星 一君

小知 哲夫君 前之園喜一郎君

竹中 七郎君 入交 太藏君

安達 良助君 高橋 啓君

小林 勝馬君 島田 千壽君

大隈 信幸君 門屋 盛一君

平野善治郎君 鈴木 順一君

田中 利勝君 齋 武雄君

村尾 重雄君 塚本 重藏君

奥 主一郎君 池田七郎兵衛君

岩木 哲夫君 大島農夫雄君

岩崎正三郎君 島 清君

山田 節男君 林屋龜次郎君

中井 光次君 稻垣平太郎君

天田 勝正君 吉川末次郎君

羽生 三七君 内村 清次君

栗山 良夫君 河野 正夫君

板野 勝次君 細川 嘉六君

中野 重治君 岩間 正男君

兼岩 傳一君 鈴木 清一君

千葉 信君 木村晴八郎君

堀 夏琴君 堀井 伊介君

農林政務次官 坂本 實君
運輸事務官 牛島 辰彌君
(自動車局長)

赤松 常子君 太田 敏兒君
金子 洋文君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 千田 正君
國井 淳一君 藤田 芳雄君
伊藤 修君 青山 政一君
森下 政一君 中平常太郎君
川上 嘉君 佐々木良作君
中村 正雄君 原 虎一君
梅津 錦一君 若木 勝藏君
三好 始君 米倉 龍也君
三木 治朗君 木下 源吾君
門田 定藏君 河崎 ナツ君
小川 久義君 岩男 仁藏君
鈴木 憲一君 岡村文四郎君

國務大臣
内閣總理大臣 吉田 茂君
外務大臣 磯田 俊吉君
法務總裁 殖田 俊吉君
大藏大臣 池田 勇人君
運輸大臣 大屋 晋三君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 小澤佐重喜君
國務大臣 青木 孝義君
増田甲子七君

政府委員
内閣官房副長官 郡 祐一君
外國為替管理 委員會委員長 木内 信胤君
外國為替管理 委員會委員 奥村竹之助君
外國為替管理 委員會委員 杉原 雄吉君
法務府事務官(法制意見第二局長) 林 修三君
外務政務次官 川村 松助君
外務專務官(管理局長) 倭島 英二君
大藏政務次官 水田三喜男君
厚生政務次官 矢野 西雄君

参議院會議録第十八号正誤

頁段行 誤 正
三七三 金融補償 信用保險

定價 一部 四円五十銭
送料 夾費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段 五三一
振替東京一九〇〇〇官報課